

第七十七回国会 参議院 内閣委員会 会議録 第五号

昭和五十一年五月十八日(火曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

五月十三日

山本茂一郎君

補欠選任 森下 泰君

五月十四日

森下 泰君

補欠選任 山本茂一郎君

五月十七日

源田 実君

補欠選任 稲嶺 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

中山 太郎君

理事

中村 太郎君

委員

野田 哲君

世耕 政隆君

寺本 広作君

八木 一郎君

山本茂 一郎君

吉田 実君

上田 哲君

片岡 勝治君

矢田部 理君

太田 淳夫君

岩間 正男君

河田 賢治君

植木 光教君

国務大臣

(総理府総務長)

政府委員

人事院総裁

人事院事務総局

人事院事務総局

給与局長

人事院事務総局

職員局長

総理府人事局長

総理府統計局長

防衛庁人事教育

局長

林野庁長官

常任委員会専門

員

内閣官房内閣参

事官

内閣総理大臣官

房参事官

大蔵省主計局給

与課長

郵政省人事局厚

生課長

労働省労働基準

局補償課長

労働省職業安定

局業務指導課長

自治省行政局公

務員部給与課長

藤井 貞夫君

今村 久明君

茨木 廣君

中村 博君

秋富 公正君

川村 皓章君

竹岡 勝美君

松形 祐堯君

首藤 俊彦君

角田 達郎君

石川 雅嗣君

吉居 時哉君

岩田 立夫君

溝邊 秀郎君

望月 三郎君

金子 憲五君

○委員長(中山太郎君)

ただいまから内閣委員会

を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(中山太郎君)

ただいまから内閣委員会

を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(中山太郎君)

ただいまから内閣委員会

昨十七日、源田実君が委員を辞任され、その補欠として稲嶺一郎君が選任されました。

○委員長(中山太郎君) それでは、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。植木総理府総務長官。

○国務大臣(植木光教君) ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年二月二十六日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務上の災害または通勤による災害を受け長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、国家公務員災害補償制度に關し、傷病補償年金制度の創設、身体障害に対する評価の改善、他の法令による給付との調整方法の改善を図る等の必要がある旨の意見の申し出がありました。

政府といたしましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出に従い、国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要があることを認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、改正の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず第一は、療養の開始後一年六カ月を経過しても治らない病状の重い長期療養者に対しては、現行の休業補償にかえて、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷病補償年金を支給することとしたこととあります。

第二は、神経系統の機能または精神の障害等について、障害等級表の改正を行うこととしたこととあります。

第三は、災害補償の年金と厚生年金保険法等による年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、その方法を改善整備したこととあります。

第四は、補償額の算定の基礎となる平均給与額について、一般私傷病のため勤務することができなかった場合についても、その計算の基礎となる日数及び給与から控除して算定することとしたこととあります。

第五は、審査の申し立て制度を改善し、福祉施設の運営について不服のある者について、人事院に対する措置の申し立てができることとしたこととあります。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申し立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて、昭和五十二年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中山太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 ます、人事院の方にお伺いをいたして見解を伺いたいと思っております。

二十条の二については、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下」ということで、これに該当する職種あるいは職務内容が定められていくわけでありませうけれども、この「高度の危険が予測される状況」であったかどうか、この点については一体どの機関、あるいははだれが、

よる年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、その方法を改善整備したこととあります。

第四は、補償額の算定の基礎となる平均給与額について、一般私傷病のため勤務することができなかった場合についても、その計算の基礎となる日数及び給与から控除して算定することとしたこととあります。

第五は、審査の申し立て制度を改善し、福祉施設の運営について不服のある者について、人事院に対する措置の申し立てができることとしたこととあります。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申し立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて、昭和五十二年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中山太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○野田哲君 ます、人事院の方にお伺いをいたして見解を伺いたいと思っております。

二十条の二については、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下」ということで、これに該当する職種あるいは職務内容が定められていくわけでありませうけれども、この「高度の危険が予測される状況」であったかどうか、この点については一体どの機関、あるいははだれが、

よる年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、その方法を改善整備したこととあります。

第四は、補償額の算定の基礎となる平均給与額について、一般私傷病のため勤務することができなかった場合についても、その計算の基礎となる日数及び給与から控除して算定することとしたこととあります。

第五は、審査の申し立て制度を改善し、福祉施設の運営について不服のある者について、人事院に対する措置の申し立てができることとしたこととあります。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申し立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて、昭和五十二年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

その状況が高度の危険が予測される状況であったかどうかを判断して決定することになるのか、この点をまず伺いたいと思います。

○政府委員(中村博君) いま先生御指摘の、高度の生命または身体に対する危険という場合にどのような該当性があるかと申しますと、まず第一番は、人事院規則でこの法を受けまして職員の種類と職務を書き上げてございます。したがって、犯罪の捜査、犯人または被疑者の逮捕、看守または護送等々の職務が挙げられておるわけでございます。したがって、そのような条件に該当いたすような程度の危険の状態、こういうものであろうと考えてございます。現実の場合には、実施機関がこれを人事院と協議して判定する、かように相なっております。

○野田哲君 そういたしますと、人事院規則で定めてある職務、職種、それから内容、これに該当する場合には、結果的には今日までの状況ではどうなんでしょうか、この人事院規則に定めてある職種なり職務内容であればすべて該当している、こういうふうな事情としてはなっているというふうな理解をしてもいいわけですか。

○政府委員(中村博君) 私どももさように理解してございます。

○野田哲君 ここに定めてあるような人事院規則の規定による職種あるいは職務内容の場合でも、たとえば職員の暴走的な、無謀な行動というような場合があるいはあるのではないかと、想定されるのではないかと、そういう場合に、この無謀な行動に起因しての負傷あるいは死に至った、こういう場合でもこれは該当すると考えていいわけですか。

○政府委員(中村博君) 先ほど先生も御指摘のとおり、これは職務上の義務として高度の危険が予測される状態において、その職務を執行するといふ場合に、いわゆる特別公務災害を認めておるわけでございますので、いま先生がお述べになりました無謀などという、いろいろ御解釈のしようもあ

るうと思えますけれども、職務命令に基づかずにそのような行為をした場合、仮にそう理解させていただきますとこれに該当しないということになります。

○野田哲君 これは国家公務員の場合でなくて、地方公務員の場合にも地方公務員災害補償法、これは国家公務員災害補償法に準じて制定をされております。その場合、二十条の二に該当する職として消防の職員が指定をされております。火災の現場等で一々職務命令によって対処できるかどうか、恐らく対処できないと思うのです。そういう場合に消防職員が常識的に客観的に見て非常の場合もあるのではないかと、こういうことで死に至る場合には、一体判断をどういう機関でやるか、こういう問題があるのではないかと、思います。国家公務員の場合においても、やはり警察官の職務執行上無謀な、言うならば警察官の功名心に駆られたような、はね上がったような行動によって死に至った、こういう場合があるいはあるのではないかと、思います。そういう場合でも、いまの説明によると、この措置を受ける、こういうことになるわけですか。

○政府委員(中村博君) 先生の御設定の無謀などという意味合いが、ちょっと抽象的な御発言でございますのでよく私もわかりかねますが、先ほど申し上げましたように、このような職務を遂行する場合には、設例に挙げられました消防職員の場合には、ある一定の対象に向かっての消火作業への従事ということが職務命令の範疇でございます。したがって、いろいろなその場に於じた対応の行動があり得ると思えます。したがって、どの限界を超えたものを先生の申し上げるように、無謀とするのか、あるいは、私が申し上げましたように職務命令の範囲を超える、いわば私的な申しますか、そういうような行為と見るのか、これは個々の事案につきまして十分その実態を審査した上で、検討した上でなければ出てこないこと

でございます。簡単に一般論としてお答えできないと思えます。しかし、全く職務命令を外れて、先生おっしゃいますように、何と申しますか、功名心に駆られたその枠外の行為であるという場合には、職務執行には当たらないというふうな解するのは、一般論ではなからうか、かように考えてございます。

○野田哲君 先ほど先生も申し上げましたように、現在規則である一定の限界を定めておるわけでございます。しかし、このような場合以外でも、つまり人事院規則で定めておられますような場合以外でも、あるいは私どもの勉強不足のためにより得るかも知れません。したがって、その点は衆議院でも附帯決議をいただきましたので、検討はいたしたいと思えますが、たとえば衆議院の場合にも御質問がございましたけれども、学校の先生の場合でございます。大変な、児童を救護されるために非常な危険を冒して不幸な転落をおたどりになったというふうなときにはどうかというお尋ねがございましたが、この場合でも、学校の先生は、一つは国立もあり公立もあり、また私立もあるわけでございます。そういう場合にこの特別公務災害というものは、まあ私の方だけにいつて申し上げます、国家公務員にまさに特有なものであって民間の場合にはないという特殊なものを格別にして挙げまして、それを公務員の災害補償独自のものとしてこれを考えていくという立場でございます。そのことは、同時に二十三条に言う労働補償その他との均衡条項にも法の正当な意

味において合致すると、こういう考えでおるわけでございます。民間にもあるというふうな例の場合には、ひとつ慎重な検討が必要ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○野田哲君 いまの職員局長の話ですと、これ以外でもあると。あるけれどもこれに限定をしないで、さういふふうな受け取りに限定をしないで、たとえば建設省の地方建設局の職員、河川管理をやっておる職員が河川の決壊という状況にある場合、当然そこへ防災活動のために従事する。非常な危険が予測される場合にも、河川の決壊あるいは海岸の堤防の決壊等々の防災活動に従事して死亡した例を私は知っております。あるいは、いま言われた教職員あるいは学校に勤務している教職員以外の保健婦や養護関係、こういう人々も含めて、学校で火災が発生をした、あるいは児童を引率をして修学旅行、あるいは夏季の海岸の研修、こういうところにも勤務をする、こういう場合に、過去においても児童が高波等にさらわれて溺死をする状態になったのを救助するために死亡した、こういう例があるわけでありませう。あるいはまた病院の看護婦さん等が、病院が火災になって患者を救助している過程で火災に巻き込まれて死亡した、こういう例もあるわけでありませう。当然こういうふうな、幾つかの例を挙げたわけでありませうけれども、非常な危険が予測される状況の中で、人命救助あるいは防災活動に従事しているわけですから、なぜこういうような場合が対象にならないのか、重ねてこれは見解を伺いたいと思えます。

○政府委員(中村博君) 私が先ほど御説明申し上げました点で、ほかにもあると申し上げましたのは言葉足らずでございます。現段階においてはこの規則で定められたものでございまして、こういうふうな申し上げたつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、いま先生お出しになりました設例、

大変一般の仕事の場合と違っておるといふような場合等考えられまされども、なおたとえ、学校の先生がそういうふうな活動なすって不幸な転帰をたどられたというふうな場合に、それが公務上であることは間違いないとせんけれども、先生のお仕事の中に直ちにそういうことが職務として入っておるのかという点が問題、それからいまいつは、民間の場合等におきましてもいろいろ企業等の自衛活動があるわけでございます、そのような点が労災補償の体系の中では特別なものとして構成されてない。そういうふうな点から、いまおっしゃった例は大変考えざるべき例ではございませんけれども、この現段階におきましては、高度の危険、生命の危険が予測されるというふうな職務、その人の職務がそういう職務であるというふうには考えていないという現在でございます。

○野田哲君 具体的な例を挙げて、事実については改めて自治省の担当者が来られたときに確認をしたいと思います、人事院も恐らく承知をされているんじゃないかと思ふんです。この二十条の二が制定された、たしか直後であったと思ふんですが、高知県で土砂崩れがあった。この土砂崩れの危険が予知されたために、町役場の職員と、恐らくこれは土木関係の職員であったと思ふんですが、町役場の職員と警察官が現場に急行して町民の避難の指導なりあるいは山崩れの防災の活動等の職務に従事しておた、そして、さらにそこで山崩れが起こって二重遭難という状態になつて、警察官と役場の職員が死亡した、こういう例があったと思ふんです。その場合に、同じように防災活動に従事しながら、警察官については二十条の二でこの百分の五十を加算をするという措置がとられたんだと思ふんです。役場の職員についてはとられていない。こういう事例があったと思ふんですが、事実がわかつておればそういう状況、ほぼ間違いないかどうか報告をしてみたいと思ひます。わかっているければ自治省へ、後で来られますから。

つきましては、その詳細、存じてございませんので……。

○野田哲君 職務長官に伺いますが、いま幾つか例を申し上げ、特に具体的にあげた例として高知県の例、これは後で自治省から説明があれば、私が説明した状況と間違いないと思ふのですが、こういうふうな全く同一の場所が起こった災害救助活動に従事して死亡した公務員、これが職種によつて法の適用が異なつて補償措置に格差がある、これは非常に不公平だと思ふにあらぬか。私はすべてを、いま申し上げたように一律に百分の五十の条項を適用せよといふ言ひを言ひませんが、たとえこの二十条の二に指定をされている、あるいは地方公務員災害補償法で指定をされている職種に該当する公務員と、そうでない公務員が、全く一つの災害救助とか、人命救助とか、あるいは火災とか、そういう全く同一の目的に従事して死亡した場合ぐらひは、これは特例を設けて二十条の二に該当させるべきではないか、こういうふうな思ふんです。現行は全く同じ災害救助活動に従事しても、職種によつてあなた自身の五十を加算をしますよ、あなたはだめですよ、こういう扱いになつて居る。こういう点について、職務長官としては同じ公務員で余りに補償措置に不公平があると思ふにあらぬか。

○國務大臣(植木光教君) ただいま御指摘がありましたように、警察官等のように高度の危険が予測される職務に従事する特殊な職務を負つている職員、そのほかにまた、職務を遂行するに当たつて相当に危険な職務を遂行しなければならぬ、そういう職員があるという事は私も十分に承知いたしております。これらの公務上の災害につきましては、民間にも同じような危険業務に従事する労働者がございまして、その補償との均衡いかどうか、こう言われまされたならば、それに直接的にお答えするわけにはなかつたまいらぬ立場にあるわけでございますけれども、業務災害

に対する補償の均衡という点については、法律上人事院の調査研究を待つて対処しなければならぬという制度上の問題もございまして、人事院の調査研究を待つて判断をさせていただきたいというふうに思ひます。

○野田哲君 それでは人事院の総裁に伺いますが、当時藤井総裁は人事院には直接は関係がなかつたわけでありまされども、地方自治体関係の重要な職務に従事されておられたわけですが、二十条の二というこの特例は、当時浅間山荘事件というシヨッキングな事件があつて、ここで急遽人事院が意見書を出して、そして法が制定されたときにはもうすでに浅間山荘事件は経過しておつたわけでありまされども、適用をさかのぼつて浅間山荘事件で死亡された警察官に適用する、こういうふうな措置がとられたという経過があつたと思ふんです。これは間違いないと思ふんです。そこで、その当時、対象の職種、業務内容を限定をすることについて、いま私が申し上げたような事例を挙げて、国家公務員の組合、地方公務員の組合から、かなり強い限定されることについては抗議が行われたわけですが、かく申す私も当時その代表者をしておりまされたので、これは私が一番よく経過は知つて居るんです。地方公務員の災害補償基金でもこの問題が大きな問題になりまして、きょうはどういうわけか欠席をされておりますけれども、加藤理事、知事会代表で、この地方公務員災害補償運営審議会の会長をやつておられて、私が真つ正面に座つて職員側の代表でこの問題を議論をした経過もある。そういう因縁があるんです、これは。そこで、当時私どもの主張をしたことに対して、亡くなられた人の名前を挙げるのが妥当かどうかどうもためらうんですけれども、事実だつたから申し上げますけれども、当時の佐藤総裁あるいは地方公務員の方を担当しておる自治省の方でも、まず、これで優遇をする、危険な業務に従事した場合の補償について優遇をする、こういう道を開いておいて、後で幾つか起きた事例によつてさらに範囲を拡大をしようと思ふまいらぬ

ですか、こういうことでこの場合は了承していただきたい、こういうふうな答えておられるんです。これは、私が当時やはりそういう立場にあつたから間違いないんです。公務員法では平等取り扱いの原則あるいは公平の原則という基本原則があるわけでありまして、この二十条の二の問題について、この適用範囲をすべての公務員で高度な危険が予測される場合にこれを範囲を拡大をするというのが私はやはり一つの改正の方向ではないかと思ふんですけれども、そこまではないかと思ふんです。先ほど申し上げましたように、警察官あるいは消防職員と一緒に一つの人命救助なり防災活動等に従事をした、とりあえずはそこまでも範囲を拡大をすることが私は必要なんじゃないかと思ふんです。そういう経過もあつたので、この問題について、これは制定の経過からしても、人事院が意見書を出さなければ先ほど職務長官も答へられないということでありまされども、人事院として具体的に検討して、これは今後意見書としてこの問題に取り組み用意があるかどうか、意見書を出す用意があるかどうか。この点について総裁の見解を承つておきたいと思ふんです。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻来るお話が出ておるわけですが、特別公務災害というものは、ここで申し上げるまでもなく、国民の生命、身体あるいは財産の保護等を本来の職務内容としたしてありまして、そのために法令上も特殊な職務上の義務を課せられて居るという職種の職員について認められておる補償の割増しの制度でございます。これは自身は、いろいろの客観情勢その他がございまして、大變有意義な制度であるというふうな理解をいたしておるのであります。それとの比較の問題におきまして、一般公務員においても、それと類似の状況に置かれた場合には同様なやはり措置あるいはこれに見合うような措置を講ずるのが当然ではないかということについては私も十分わかりまされども、こういう意味合いで、いままでもいろいろ議論がございまして、また先般の衆議院の内閣委員会におきまして

も、その趣旨の附帯決議が行われたというような状況もあるわけでございます。そういうことで、われわれもいたしまして十分事柄、内容というものは承知をいたしておるつもりでございます。これに對して慎重なひとつ検討というものを取り組んでいきたいという状況にあるわけでございます。ただ、御承知のように、やはり災害補償というの是一般の場合との均衡の問題というのもござります。それからまた、国が補償する、地方団体が補償するというござりますので、もちろん乱に流れるというござります。これは十分差し控えなければならぬ、慎重な取り扱いをしなければならぬという問題になっております。しかし、いま問題になっておりますような点というのは、これは十分考慮をいたさなければならぬ事案でございますので、私たちがいたしまして誠意を尽くしてひとつこの問題に取り組んでまいりたいという事で、先般の衆議院の内閣委員会でも総務長官から、検討してまいりたい、人事院の調査研究の結果を待って検討してまいりたいという御答弁をいたしておるようでありまして、われわれもこの問題については、問題の所在は十分よくわかりますので、誠意を持ってひとつ取り組んでまいりたいというふうな考えをしております。ただ、一般的に特別公務員というふうに取り扱いかどうかという事については、これはいろいろの均衡問題その他がござります。そこで、何らかそれにかわる別個の取り扱い方がないかということ、要するに何か具体的な事件があつて、その事件の中で特別公務員というものとそうでない者とが共存をしておると、同じような事件の中で、同じような立ち働きをしておるといふような場合においての措置というふうな事で、個別的な問題として検討するといふような余地がないかどうかというふうな事柄もひとつ検討の素材であると思ひます。そういう問題を中心にして今後誠意を持って検討を続けてまいりたいと思ひます。

○野田哲君 総務長官、いま人事院総裁は、誠意を持って検討すると言われたわけですが、担当の

○野田哲君 総務長官としてはいかがですか。

○国務大臣(植木光教君) 人事院が誠意を持って調査研究をせられるという御答弁を拝聴いたしておりまして、私も大変感銘を受けております。この調査研究の結果を待ちまして、私どももいたしましては十分検討をしてみたいと思ひ存じております。

○野田哲君 それでは、次の問題に移ってまいりたいと思ひます。

いま総務長官あるいは職員局長や人事院総裁も、民間との均衡、労災とのバランスという事を強調されておられるわけでありまして、そこに、それに關連して民間とのバランスがとれているかどうか、こういう問題で、法定外支給金の問題について伺いたいと思ひます。

公務員が公務で死亡した場合の措置について、いま審議をされている公務員の災害補償制度、これは当然、民間の労働者の労災保険制度に準じてその制度がつけられておられるわけでありまして、民間の労働者の労働災害による死亡の場合に、いわゆる労災補償制度による補償のほか、使用者企業側から見舞い金あるいは慰謝料、こういうような名目で、いわゆる法定外給付が行われているのが常識的な通例になつておられると思ひます。この民間の企業で行つておられる労災補償以外のいわゆる法定外給付、この実態について人事院では調査をされておられますかどうか、この点をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(中村博君) 十全なものではございませんけれども調査をいたしております。

○野田哲君 その概況、調査されておられるのであればその概況について、企業としては労働災害によつて死亡した場合にどのぐらひの、法定外給付といたしまして、見舞い金、慰謝料等の支給がされておるか、概況を簡単に伺いたいと思ひます。

○政府委員(中村博君) まず、私どもの調査によりますと、何らかの形でいま先生御指摘のよう法定外給付をいたしておりますものは、私ども百人以上の企業を対象として調べましたところによ

りますと、七七%の企業がこれを実施いたしてございます。それから、同時に行われまして労働者で三十人以上の規模の調査によりますと、これは小規模企業を含んでござりますので三八%が実施をしておると、こういう数字に相なつてござります。

で、たとえば、遺族の補償につきましても、大変いろいろな形の出し方といひますが、ござります。非常にこの分類に苦勞するわけでございます。定率、あるいは定額あり、あるいは勤続年数別あり、役職別ありといふことで、それからまた同時に、果たして上積み補償なのか、いわゆる弔慰、見舞い金なのか、その辺の性格も、調査の限界ではござりませぬけれどもよくわからない。あるいはまたまぢまぢであるといふことござります。すべからず、先ほど申し上げましたような三十人以上の規模では三八%、四〇%を割つておるといふような実施状況ともあわせて、果たしてどのようなこの額等も見たらよろしいかといふようなことがあるわけでございます。一例を申し上げますと、たとえば労災の上積みとして遺族補償を出してござりますといふのが七百四十一社私ども調査でありまして、その額は十萬圓から四十九萬圓までのものが百十二、それから五十萬圓から三百万のもの百四十七、三百万を超えるものが約三百といふような分布になつてござります。その平均値がどうかといふことは計算の方法によつていろいろ違ひますけれども、私ども大体三百万か四百万だと考えてござります。そういうような実情でござります。

○野田哲君 わかりました。概略の説明ですけれども、少なくとも三百万ないし四百万、平均的に考えれば見舞い金が出ておる。こういう非常にこれは格差がある。いま公務員の場合には法定外給付百圓ですから、いまの報告によつてもかなり格差があるといふことがはつきりしておるわけ

です。

○野田哲君 閣下をして、郵政省、見ておられますか。——郵政省の職員の場合に、昭和四十九年の災害補償統

計を見ると、その資料では四十九年の郵政省関係の職員の災害件数九千三百四十四件、こういう数字が発表されておりますが、四十九年で郵政省職員で死亡という場合の件数は何件ぐらひありますか。

○説明員(岩田立夫君) 四十九年度における死亡件数は三十二名といふことでございます。

○野田哲君 重ねて郵政省に伺ひますが、郵政省の場合、郵便業務については、郵便局の職員以外に、日本通送といふ会社がありますね、郵便物を運送している。この日本通送といふ会社が郵便物の運送の一部を受け持つておられるわけですが、この日本通送の場合に、この会社の職員が業務上で死亡した場合、恐らくこれは日本通送の会社と日本通送の従業員で結成されておられる労働組合との間で、労災補償以外の法定外給付について取り決めが行われておられると思ひますが、この点の状況把握をしておられますか。

○説明員(岩田立夫君) 労働組合と日本郵便通送株式会社の間で協約があるといふふうには私は聞いておりませんが、ただ、職員が職務中に死亡したといふような場合には、死亡見舞い金として一十萬圓を遺族に支給する、このように聞いております。

○野田哲君 郵政省の厚生課長として、いま言われた、同じ郵便の業務に従事をしていて、日本通送の職員の場合には法定外給付として一十萬圓の支給を受ける。何か聞くとおると、この日本通送の職員と鉄道郵便局の鉄道の職員などが、鉄道輸送された郵便物の積みおろしなどを一緒に作業するようないふこともあるんだといふように聞いておられますが、そういうふうには全く郵便物の輸送という同じ業務をしていて、日本通送の職員の場合には、別に労災補償以外に一十萬圓の支給を受ける、郵政省の職員の場合には百圓ばかり、こういう状態について、あなたは郵政省の厚生課長として、いまの郵政省の職員の特別給付支給金、これ、妥当な金額と思われませんか、どうか、この点伺ひたいと思ひます。

○説明員(岩田立夫君) 日本郵便通送株式会社の場合には、確かにその業務上の災害により死亡した方に対しては、その遺族に見舞い金として一千万円を支給しているというのであります。これはやはり業務上の災害に対する補償的な意味合いを持っておると、このように推察するわけでございます。国家公務員の公務災害につきましても、国家公務員災害補償法というものの定めるところによって補償されることはされておるといふことでございまして、郵政省としてはこれに従って措置せざるを得ない、このように考えております。

○野田哲君 いや、あなたに聞いておるのは、これは法によって措置せざるを得ないわけですから、人事院の定めるところによって措置せなければならぬわけですから、それは何も私が聞くところじゃないんです。現実には郵政省の職員と日本郵便通送の職員とが同じ郵便物の輸送業務に携わっておって、片一方は公務災害補償プラス百万円の特別支給金、片一方は一千万円。あなたは郵政省の職員の福利厚生、公務災害補償の問題を担当しておいて、こういう状態にあることについて、郵政省の職員の立場を考慮して、この百万円が妥当であるかどうか、どう認識されておるか、その認識を聞きたいんです。

○説明員(岩田立夫君) こういうふうに、郵政省の職員が特殊な立場と申しますか、あることについては十分われわれは心情的には理解しております。しかしながら、公務災害についての補償という全体の体系の中におきましてどのように位置づけるかということにつきましては、これらの郵便職員の職務内容の実態というものは、これらの郵便員の場合に十分実態を御説明するというような考慮を払っているわけでございます。

○野田哲君 まあいいですよ、それは。人事院の総裁と総務長官に伺うんですが、いま一つの例を挙げてこの法定外給付の問題、全く同じ郵便の業務に従事をして同じ赤い車を走らせておるわけですよ。同じ赤い車に郵便物を積んで走

らせておって、片一方は郵政省と書いてある、片一方は車に日本郵便通送という標識が出ておる、それだけの違いなんです。それで、交通事故等で死亡した、郵政省の方は百万円、日本郵便通送の方は一千万円。どうですかこれ、百万円が妥当と思われませんかどうですか、人事院の総裁、どう考えられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 民間の法定外給付の実情等については常に關心を持って調査もいたしております。また、その結果について、これを踏まえて検討もいたしておるのでございますけれども、民間の場合、法定外給付が大変手厚く行われておる分野もあるというところは、これは事実でございます。いま先生がお挙げになりました点、私、直接は承知をいたしておりませんが、しかし、企業分野におきましては大変手厚い法定外給付を行っておる分野があるというところは、これは事実でございます。したがって、われわれといたしまして、それらの点は頭に入れて、国家公務員の場合においてもその処遇について常々検討をいたしておるのでございますけれども、御承知のように国家公務員の場合におきましても、一般の給与もそうでございます。またその他の諸制度についてもそうでありまして、民間のいわゆる普通の共通の申しますか、大部分の措置がどうなっているかということも大きな目安としていかなければならぬという一つの前提がございます。これは、国民の税金でもって公務員というものの処遇が決まるといえるような点、また、一般の納得が得られなければならぬといういろいろな重要な点がございます。しかし、それと同時に、一般よりも非常に劣悪な処遇では、これはとうてい公務に優秀な人材を確保できないというふうな点がございますので、それらの点を兼ね合いを求めることが、非常に人事行政の重要な点としてわれわれも苦心をいたしてきておるところでございます。また、先生方にも、大変そういう意味で御協力、御指導、御鞭撻をいただいております。公務災害についても、そうい

うことでございまして、われわれといたしましては、法定外給付につきましても民間のある部分においては大変手厚いことをやっておるといふことは承知をいたしておりますけれども、しかし一面、大部分のところはどのようになっているかというふうな、共通の要素というものはやはり十分考慮して考えてまいりませんと、国民の納得が得られないという面もございまして、しかし、人事院といたしましては、公務員の処遇というものを日々前進をさしていき、勤務条件を向上させていくというところは一つの大きなねらいでございます。そういう点には十分配慮を加えておるつもりでございます。そういう点から、従来もいろいろ御指摘がございました点を考慮をいたしまして、法定外給付に当たる特別の処遇という点について大変努力をまいりました。そういうことで、おかげをもちまして、いわゆる福祉施設としての法定外給付に当たるような、いまの特別保護金その他についても道を開かしていただいたということもございまして、そういう点では、われわれといたしまして、手前勝手ながらそれなりの評価はいたしておるのでございます。これでもって十分満足で、これでいいんだというふうなことは無論考えておりません。一般の法定外給付の推移等にもならみ合わせつつ、なお財政当局その他の問題もございまして、この点については、今後ともさらに積極的に努力をまいりたい、かように考えております。

○國務大臣(植木光教君) ただいま人事院総裁から御説明がございましたように、民間との均衡の問題がございまして、民間で非常に手厚い給付を行っているところと、そこまで至らない弱いところもあるわけでございます。そのゆえをもちまして、人事院といたしましては、いまお話しございましたように、遺族特別保護金、あるいは障害特別保護金というふうなものを民間法定外給付に見合うものとして設けられたということもございまして、これはこれなりに私どもとしては前進であると考えております。人事院は四十七年度に民間の調査をせられて、先ほども御報告がございましたが、さらに今後とも民間法定外給付の調査、分析をしていられるということも承っております。私どもといたしましてはこれを受けて検討をまいりたいと存じます。

○野田哲君 日々改善してきたということでありませけれども、これは制定されてからこの金額は変わっていないんですが、この百万円という法定外給付、福祉施設ということ、あの条項で支給されているわけですが、これは職員局長、この百万円というのが制定されたのはいつですか。

○政府委員(中村博君) 遺族につきましては五十年一月からでございます。

それから、この四月から障害特別保護金を差し上げるという準備をいたしてございます。三級百万円でございます。これは。

○野田哲君 先ほど、総裁も総務長官も、民間には非常に手厚い補償をされているところもあるというところで、何か特例のように言われたのですけれども、先ほどの職員局長の説明によっても、金額的にはかなりばらつきはありますけれども、大方のところは何かの措置をされているというところは、ほぼ説明されていると思っております。大体三百万、四百万、その辺がスタンダードなところではないかというふうには私はお聞きをしたわけですね。だから、それは一千万の例も私は出したんですけれども、いまの百万円というのは、これは客観的に見てもやはり十分ではないと言わざるを得ないと思っております。

いま公務員の職場で、ある人が公務で死亡した場合にどういふことがささやかれておるかといふと、病院や自宅の畳の上で死ぬないんだったら、役所へ行って仕事で死ぬよりも自動車事故で死んだ方がましじゃないか、こう言っているんです。自賠責よりもはるかに低い。あなた方は改善したと言われているけれども、自動車事故で死

んだ方が金になるという、これはやはり私は妥当じゃないと思うんです。俗に言う殉職ですからね。殉職をした者が交通事故で死んだ者より金額が低い、こういうことでは、やはり私は妥当な措置ではないと思います。

重ねて人事院の総裁に伺いますけれども、この特別支給金の制度について、さらに今後改善のための検討を行われる意思があるかどうか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) 公務員に、同じ死ぬなから自動車事故でというふうな風潮が仮にありたいしますれば、これはゆゆしきことでございまして、これは好ましいことではございせん。われわれといたしましては、民間の法定外給付の状況というものの推移もございまして、けれども、しかし、そういういま御指摘のございました自賠法の関係その他についても、当然検討の対象にいたしておるところでございまして、そういう意味では、現在の制度というものがまだ十分でないというところははっきりわれわれも認識をいたしております。そういう意味で、いままで努力をしております。その結果、一応道は開けたというところでございまして、この額、措置というものが十分であるとは思っています。今後、この改善のためには、ひとつ積極的にさらに努力を重ねてまいりたいと思っております。

○野田哲君 次の問題に入ります。
いまの点はぜひ重ねて検討をお願いしておきたいと思っております。

きょうは労働省の方来てもらっていないんですが、職員局長に伺いますが、あなたのところは公務員の災害補償の問題を担当されておるわけで、先ほど来、労災とのバランスというのをしきりに強調されているんですが、労働省の労働基準局が出した基発第五九号という通達、これ、いまお持ちですか。

○政府委員(中村博君) ただいま手元にございませぬ。
○野田哲君 いっ出されたわけでございませぬか。

出された年月日。

○政府委員(中村博君) 基発五九号は、この資料によりますと昭和五十年の二月五日に相なっております。

○野田哲君 当然この労災補償に準じてやるというのでありますから、あなたの方の公務員の取り扱いについても、この基発五九号、これがやはり一つよりどころにされているんじゃないかと思っておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(中村博君) 労働省の研究の結果を検討いたしましたして、私どもも昭和五十年の四月一日、職補三二六号をもってこの通達を發してございませぬ。

○野田哲君 いまの労働省の基発五九号、それからあなたの方から出された通達、これの以前と以後では認定が非常に変わってきたというのがもっぱらの公務員の職場の意見なんです。それ以前に比べるとこれが出された以降は非常に厳しくなりました。以前は認定をされていたものが、同じ症状であったもそれ以後は認定をされないう。たとえば、郵政関係の時給局や保険業務のパンチャーあるいは特定郵便局にも窓口計算の業務に携わっている人がいる。以前はこういう業務に従事している人が頸肩腕障害等で認定を受けていたものが、同じ状態であってもこれ以降は非常に厳しくなつて認定外になる例が非常にふえている、こういう声を聞くんですが、あなたの方の方は、これによってそういう扱いをやっているんですか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 私どもは、先ほど申し上げました職補三一六号は、これは改善の通達であると思っております。したがって、この通達の発出前と発出後において、そのような認定に取扱いを異にするということとは全くございませぬ。したがって、いま先生御指摘のある省の例につきましまして、私どももちょっと聞いてみますと、やはり在来はキーパンチャー等々の方々からの頸腕の申請が多かったのに、これは新しい仕事でございませぬから、医学的な所見を十分整備するためにはいろいろ御苦心をなさっております。こういう段階でございまして、その症状あるいは公務との因果関係の取り扱いにおきまして、この通達をもって改善こそせられ、決してかたく締めるといふようなことはございませぬ、私どももまたそのようなことは一切考えてございませぬ。

○野田哲君 労働省に専門家会議というのがありますね、職業病についての専門家会議。この専門家会議を構成するメンバーの人選について、人事院の方は相談にあずかっておりますか、その点いかがですか。

○政府委員(中村博君) 私どもは、そのような専門家を御選任なさる場合に、これに御相談にあずかるというふうなことはございませぬ。

○野田哲君 あなたの方は、先ほど来労災に準ずるんだと、補償の基準についても、認定についても労災に準ずるんだ、こう言っておられるわけですね。労働省の専門家会議が一つの判断を下しているわけですね。これに相談にあずかっていないというわけですね。これはそこにも非常に問題があるわけです。全然人事院が人選、構成について相談にあずかっていない、そこで決まったものがそのまま適用される、ここにも問題があるんです。そのままだと、これは公務員も同じように扱われるんですから、人事院なり総理府として労働省に意見を申し出てもらいたいと思っております。この専門家会議の構成にあなたの方は相談にあずかっていないということでありませぬから、あなたの方には確かめませぬけれども、東京医大の石田さんという医師の方がおられるんです。石田さんという方ですが、この専門家会議の石田肇さんという医師の方、東京医大の教授が助教授、そういう立場にある人です。この人がある本に「一問一答で病気の話題について述べておられるんですが、こういうことを言っておられるんですね。まあ意味は、私どもが医学上習ってないものはこれは病気がないんだと、こういうことを言っておられる

る。つまり、いま郵政省あるいは総理府の統計局などで頸肩腕障害というふうな問題が大きくなって、そういうことを訴えられる人が多いけれども、私どもはそういうものは医学では習っていないんだから、私どもが医学上習ってないものは病気がないんだ、こういう意味のことをある本で述べておられるんです。そして、さらにどういふことを言っておられるかといひますと、好きなこととは幾らやっても肩などはこらないうし、障害は起きないんだと。つまり、仕事を好きでやっておればそういう障害は起きないんだ、いやいやながらやっておるからそういう障害が起きるんだと、こういう意味のことを言っておられるんです。こ

ういう感覚の人がこの基準を決定する専門家会議におられるというところは、これは該当者としてはたまたまのじゃないと思っております。そういう人が専門家会議に加わっておられることが妥当かどうか。あなたが労災の方をすべて基準にするんだということであれば、こういう人たちに比べて労働省の認定の基準が出ておるとすれば、一体妥当かどうか、どうお考えになりますか。

○政府委員(中村博君) いま先生がお挙げになりましたのは拝見いたしておりますので何とも申し上げかねますけれども、労働省では、私もずっと前に在籍いたしてございまして専門家会議をお願いしたこともございまして、やはり新しい疾病、あるいは判定困難な疾病につきましまして、いろいろ御意見を御持ちの先生方にお集まりいただきまして、そして何回も会合を重ね、御意見をいただくことによりまして、その総体の意見が一致したのがその場合のわが国の医学水準を代表する意見だ、かような考え方で恐らくやっておられると思っております。したがって、そのよう

な専門家がお集まりになりました場合、それを私どもが十分検討させていただきました上、つまり、私どもも健康専門委員の先生をお願いしてございまして、それに基きましていろいろ御相談を申し上げて、そしてこれを採用すべきものかどうかを決

定していただく、その結果決定する。したがってその間にずれがあると、こういうことでございませぬ。したがって、恐らく労働省の方とされましては、推測いたしますのに、いろいろな御意見の方々に御集まり願って御討議になった結果がその通達としてあらわれておると思ひます。したがって、その意味合いにおきまして、現代の医学水準が許容する水準である、かように考えまして、ほぼ同様の内容の通達を発した、かようなことに相なっております。でございます。

○野田哲君 人事院は直接ではないんで、直接の実施機関というのは各都府県になっていまして、各都府県実施機関の取り扱いは、予断や偏見をもつて取り扱われているんじゃないかと思つて、つらつら、障害がある、腕や肩に非常な障害が起つたという様なことを訴え、これの認定の申し出をする者については、これは平易な言葉で言えば、仕事に精進でない者がそういうことを往々にして申し出るんだと、まあ石田さんという方の言い方もよく似ていますよ。好きな仕事に熱中しておればそんなことは起きないんだと、こんなことを言っておられます。そこで、そういう要するに精進でない職員がそんなことを往々にして申し出るんだと、こういう偏見を持っておられるんじゃないかと思つて、そこで郵政省の課長に具体的なことを聞きませうけれども、あなたのところでは公務障害の届け出があつたときには、これを認定するに当たって、前の晩に睡眠を何時間とつたか、マージャンはしたか、酒を飲んだか、飲まなかったか、そういうことまで調査をされておる、こういうふうな例があるというふうな聞きませう、そういうふうな指導をそれぞれ職場の長にやっておられるわけですか。

○説明員(岩田立夫君) 公務災害の認定に当たりましては人事院の定めた認定基準によつて行つておるわけでございます、先生のいまおっしゃいましたように、具体的に酒を飲んだか、マージャンをしたか、こういうこと等について、これを

調べるというふうな指導はいたしておりません。**○野田哲君** そういう指導はやっていないということでありませうけれども、もし出先の所長の方でそういうことまで調べて却下をした、こういう例があるとするならば、あなたの方はどういう処置をとられますか。

○説明員(岩田立夫君) 事実関係については十分調査をしてみたいとは思ひますが、あくまでも、まあ却下と申しますか、公務外と認定するか、公務上にするかというところは人事院の認定基準に従つてやっております、判断に間違いはないと思ひております。

○野田哲君 私の耳に、私も同じ公務員仲間であつたからいろいろ入つてくるんです。どうもこの郵政省に限らず、各都府県実施機関の取り扱いの中には、体質論とか、あるいは私生活、前の晩によく寝たか、夜更かしをしたか、酒を飲んだか、飲まなかったか、マージャンやつたんじゃないかと、こういうふうな私生活に及ぶことまでが調べられる、調査の対象になる、あるいはイデオロギーまで入ってくる。先ほどの石田さんの話ではないけれども、仕事をしたくないからそんなことを言うんじゃないかと、こういうふうな、認定に当たつてのプライバイシーの侵害に属するやうな問題がある、こういうふうな聞いておられますが、この点につきましましては、これはやはりそういう予断と偏見、プライバイシーの侵害に及ばないやうな公正な措置をせよとてもらいたい、こういうふうな考えます。

○政府委員(中村博君) いま例としてお挙げになりましたように、私も災害補償の認定の場合に、プライバイシーの侵害をしようなんという気持ちにはさらさら持つてございませぬ。ただ、私も現実に行つておりますけれども、たとえば循環器系統で脳出血なんかなされた場合に、お宅でどのやうに、たとえばお宅へ仕事を持って帰られたか、あるいはまたお宅でどのやうな態様でお過ごしになつたか、そういうことは、当然参考資料として医学的な御判断に必要なこととてございませぬ。

ので、医学的な御判断に必要な限りにおいては、その私生活についてもいろいろなデータをいたたくといふことは、私は判断の公正を期するために必要不可欠なことである、かように考えてございませぬが、いま御発言のやうなプライバイシーの侵害にわたるといふことはこれは避くべきでございませぬので、あくまでも医学的に必要なフアクターに限つてそういう資料の提出をお願いする、こういう態度で私もまいつておるつもりでございます、また各実施機関もそのやうにお取り扱いいただいております、かように存じます。

○野田哲君 いま脳出血の例を挙げたわけですが、これも、脳出血といふのはほとんどあれでしよう、職場で脳出血で倒れようと、通勤途上で倒れようと、脳出血の場合にはほとんど対象になつていないんでしよう。それで、なつていないんでしようか。

○政府委員(中村博君) 脳出血だからといって公務上ではないという考え方、イデオロギーは一切持つてございませぬ。あくまでも、その方の素因も重大に考えなさいませぬけれども、たとえばお仕事が、まあ極端な例を申し上げまして、そのような例があるかどうかは別にしまして、毎日十時間も、二週間にもわたつて超勤をなさつておるといふやうな大変なお仕事に従事なさつておられる場合には、やはりある条件下においては医学的に公務との因果関係性があるという御判断をいただくこともございませぬ。したがって、脳出血だから公務外だという考え方は一切持つてございませぬ、医学的な判断のもとに個々の事案に即してその方の生活実態もあわせ考へて御判断を申し上げる、こういう態度でございませぬ。

○野田哲君 私の大体の基準としては、脳出血といふのはほぼ却下される、よほどのことがない限りは却下される、こういうふうな、通例の場合です、聞いておる。だから、脳出血の場合にはほとんどあきらめる状態になつておる、こういうふうな聞いておるんですけど、脳出血の場合も前後一後はないわけですけども、この死亡前の状況によつて公務と認定されるという例はあるんですか。

つて公務と認定されるという例はあるんですか。**○政府委員(中村博君)** 脳出血で公務上にいたしましたのは、四十九年度におきまして十四件公務上と相なつてございませぬ、私が先ほど申し上げましたやうな線で、個別的に医学的な御判断をいただいて上外を決める、かように相なつておるのでございませぬ。

○委員長(中山太郎君) それでは、午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開いたします。午前十一時五十八分休憩
午後一時九分開会
○委員長(中山太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

○野田哲君 自治省見えてますか。——午前中おられなかったのが前後いたしますが、国家公務員災害補償法、これに準じて地方公務員災害補償法、これが制定をされておる。これは前提として国家公務員災害補償法に準ずるといふたてまえになつておると思ひますが、この国家公務員災害補償法の二十条の二、特別公務といひますか、高度の危険が予測される状況のもとで公務に従事をした場合の特別措置が規定をされておるわけですか。地方公務員については、地方公務員である警察官と、それから消防の職員がこれと同様の措置がとられておる、こういうふうな理解をしておるんですけど、そのとおりですか、どうですか。

○説明員(金子憲五君) 警察官、消防職員のほかに麻薬取締員がこれに該当することになつております。
○野田哲君 具体的な例を挙げて当時とられた措置について伺いたいと思つておるんですけど、たしかこの二十条の二が制定をされ、それに合わせて地方公務員災害補償法でも同様の措置がとられた直後

に、地方公務員の関係で、高知県において一般職の地方公務員、役場の職員であったと思うんですが、役場の職員と、それから警察官であったか消防職員であったか、この特例に該当する職員とが同じ災害の現場において災害救助活動に従事して死亡したと、こういう例があったと思うんですが、具体的にわかっておれば説明をしてもらいたいのと思ふんです。

○説明員(金子憲五君) 昭和四十七年の七月五日に高知県下に発生しました集中豪雨による山崩れのために生き埋めになった者の救助の作業中に、再崩壊によりまして消防職員五人と、それから一般職員二人が死亡した事件がございます。消防職員とさせていただきますが、地方公務員の場合特殊公務災害とさせていただきますが、特殊公務災害についての認定を受けております。一般職員二人につきましては、公務上の災害と認定はされておりますが、特殊公務災害の適用はなかつたという事件がございます。

○野田哲君 そういたしますと、その場合には消防職員五名については百分の五十、これが加算になる措置がとられ、同時に同じ現場に行つて同様の業務をやつておられる町職員についてはこの対象ではないと、こういう措置がとられたと、こういうことで間違ひありませんか。

○説明員(金子憲五君) はい。同一状況のもとで同一の形で亡くなった、公務のために亡くなった方が、一方においては特殊公務災害として認定され、別の方は一般の公務災害として認定されるということになつたわけでございます。

○野田哲君 そのときに、結局消防職員とこの町員の職員、これはまあ分かれておりますけれど、町としては同様の職員になるわけですね。消防職員も町の職員、こういうことでありますから非常に不合理を感じて、一般職員の二名については法律的な措置がそういうことできつめて不平等な形になつておるために、やむを得ず町長の方でバランスをとるために町独自にそれに応じた、消防職員に及んだ措置をとらざるを得なかつた、こ

ういうふうな聞いておられるわけですが、その経過はわかりませんか。

○説明員(金子憲五君) おっしゃられるようなことがございまして、まあ不均衡ではないかというようにございまして、一般職員二名につきましても特殊公務災害の適用ができないものかという問題がございまして、現行制度においてはそのようなことができないというもので、結果的に町におきまして賞金という形で、補てん措置と申しますか、消防職員との間のバランスを多少なりとも回復をするという措置が講ぜられております。

○野田哲君 自治省としてそういう具体的な事例があつたわけですから、そういう事例があつたことにかんがみて、この国家公務員の場合では二十条の二、これについてこの改正の必要を感じておられませんか、いかがですか、この点。

○説明員(金子憲五君) 特殊の職務に従事する、ただいま挙げました警察官、消防職員、それから麻薬取締員のほかの職員につきましても、同じように高度の危険が予測されるにもかかわらず、その職務の遂行のために亡くなつた、あるいは後に残るような障害を受けたという人につきましては、やはり手厚い措置を講ずるべきではないかというようにございまして、まあこの件につきまして、私もいままでもいろいろ検討してまいりました。やはり現行の制度におきましては、何らかの形で制度として線を引きざるを得ないのではなからうか。あと特殊公務災害として認定されない一般職員につきましては、現在のところまあ件数も少のうございまして、個別的に賞金やつ金といったような形で対応せざるを得ないのではなからうかというふうに思つております。しかし、問題があるというところは十分承知しておりますので、今後その点については国の方とも一緒に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○野田哲君 金子課長ね、あなたいま個別的に対応せざるを得ないのじゃないかとされたけれども、現行法のもとで個別的に対応する方法があり

ますか、これはないでしょう。いかがですか、その点は。

○説明員(金子憲五君) 公務災害補償としてはございませぬ。

○野田哲君 人事院の職員局長に重ねて関連を伺っています。これは日時は十分承知していただいておりますけれども、消防庁の自衛官で、十六歳の自衛官が自衛隊の業務に従事中に死亡したと、十六歳の自衛官が自衛隊でありますから補償措置もきつめて薄いと、何か五万円ぐらいのものしか手に渡らなかつたというふうな聞いておられるんですが、これは余り幾らなんでもというもので、これはまあ防衛庁のことですけれども、特別の規則か何かを改正をして三百万円ぐらいの措置をしたと、こういうふうなことがあつたというのを聞いておられるんですが、そういう経過を承知しておられれば聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(中村博君) お尋ねの件につきましては存じておりませぬ。

○野田哲君 それでは、この委員会の開会中に、これは防衛庁に聞けばすぐわかることだと思ひ、調べ報告をしてみたいと思ひます。お願いいたします。よろしいですか。

○政府委員(中村博君) かしこまりました。

○野田哲君 公務災害補償制度の問題点について伺いたいと思ひますが、第一条では、災害に対する補償については「迅速かつ公正に」行うという規定があります。現行の制度のもとで、公務災害補償問題についてその手続の認定あるいは審査、これらのことが迅速かつ公正に行われておるかどうかを人事院は自信を持ってお答えすることができるかと、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 自信を持って仰せられますとちよつと自信がなくなりますけれども、しかし、私も初めとしまして各省の実施機関はいろいろ検討をしておられて、できるだけ迅速にかし、私どもを初めとして各省の実施機関は、かつておられるだけ公正に事務を処理することに監査あるいは会議を通じて常にその点を懸念

を申し上げておるわけでございまして。しかし、先生御承知のようにいろいろな疾病があります。また新しい事情も出てくるわけでございまして、もう少し点におきましては、多少迅速さは犠牲になりましてある程度時間を必要とする事態が生じておることは率直に認めるべきである、かうに思ひます。

○野田哲君 それでは実施機関の方に伺います。総理府の統計局長おられますか。あなたのところでは、公務災害補償の手続、認定なり審査、迅速かつ公正に行われておられますか。

○政府委員(川村皓章君) お答えを申し上げます。ただいま先生の御質問は、現に統計局で問題になつております頸肩腕症候群の認定問題に絡んでの御質問というふうな受け取つておりますが、この問題は先生十分御存じのうちに……

○野田哲君 いや、十分知らぬから聞いておるんです。

○政府委員(川村皓章君) 歴史的には長い実経がございまして、事情は、何ならば詳しく申し述べてもよろしいんでございまして、その意味で確かに迅速かつ公正という両方の条件を満たすためにいま鋭意努力をいたしておる最中でございます。

○野田哲君 人事院の方で、この制度の問題について改善の余地はないのかどうか、改善の必要はないのかどうか、こういう点で伺いたいと思ひますが、この法三条によりまして、人事院及び各省庁が補償の実施機関と、こういうことになつておりますね。補償の実施機関である各省庁の長が災害が公務によるものかどうか、この認定もあわせて行うことになつておる。補償をする機関と認定をする機関が同一の機関で行われる、こういうことになつておりますね。ですから、まあたとえが少し飛躍するかも知れませんが、言うならば加害者が認定をする裁判官を兼務をしておる、こういう状態になつておるのではないかと、こ

の点が公務災害補償制度に対する職員の不信感の大きな要因になっていると思ふんです。ですから、補償の実施機関と認定をする機関とは別途に指定をすべきではないか、こういうふうにするわけですけれども、この点、人事院としてはどう考えられますか。

○政府委員(中村博君) 生先御指摘のように、まあ補償の実施の責めに任じますものは、認定と同時に支払いを国の立場においていたすわけでございます。その場合に、いまおっしゃいましたように加害者が認定するということではなくて、やはりある災害が生じた場合には、その災害がたとえば疾病の場合でありまして、ある疾病であるということが確認されて、その疾病と当該職員の担当しております公務との因果関係を認定することによって上外を分けるわけでございます。

したがって、職場の実態を最もよく知っております実施機関の長が認定をすることが、やはり一番迅速であり、かつまた公正であるという構造から、法はそのようなたてまえをとっておると思ふます。これはまあ労災保険においても大体の仕組みは同じでございます。でも、もちろんそのような場合に、実施機関も神ではございませんので、またた事案の内容によりましてはあるいは災害を受けた方に御不満があるという例もあるかもしれません。したがって、そのような御不満もそのまま放置しておくべきではないという意味において、審査請求という制度を設けてそのような点において手落ちのないようにいたしておる、こういう構成になっておるわけでございます。

○野田哲君 いまの職員局長の答弁では、職場の実情をよく知っている機関で、こういうお話であったわけですが、人事院として、この実施機関である各省庁に対して補償事務主任者というのを置くような、これは通達でやっておられるのかどういふ手続をされておるのか知りませんけれども、補償事務主任者を置くということになっていきますか、この点どうですか。

○政府委員(中村博君) いまお示しの点は、人事

院規則一六〇第八條において補償事務主任者を実施機関の長は指名しなければならぬこと、それから「補償事務主任者は、実施機関の長の指示に従い、補償の実施を円滑にするように努めなければならない」と、かように規定してございまして、そのとおり実施していただいております。

○野田哲君 総理府の場合に、この補償事務主任者というの、これは何名、どういふポストの人を指名をされておりますか。

○政府委員(川村皓章君) 総理府の場合は、補償事務主任者は統計局長でございます。

○野田哲君 総務長官、あなたのところのこの補償事務主任者というの、統計局の場合は統計局長。

統計局というのは、職員は相当な職員ですね、これは幾らですか。

○政府委員(川村皓章君) 二千三十名でございます。

○野田哲君 先ほど人事院は職場の実情がよくわかるような立場の人をとお話がありました。統計局長、二千三十人の統計局の職員について、実際問題としてこの補償事務の主任者として万全の手続と措置がとれますか、いかがですか。

○政府委員(川村皓章君) 先生の御質問は、恐らく多人数を抱えている部局長は全職員について目が届かないんじゃないかというのを多分御指摘のことと思ひますが、私も、この問題はやはり自分たちの職場の問題でございます。それぞれ組織の中には部もあり課もあり、またこの事務を専門に扱う職員厚生管理室というのも設けてございまして、それらを通じて、何も私が一人で全部その二千三十名のことを行方ではございませんで、おのずから事務の分担がございまして、そういう意味でひとつの責任者としていまその主任者がおるということをお答え申し上げたわけでございます。

○野田哲君 郵政省の岩田厚生課長に伺います。郵政省の場合には非常に多数の職場が

ある。そうして、しかもこの郵便物の場合でも外勤、内勤、それから汽車に乗ってやっている鉄道郵便、それに保険とか貯金とかいろいろんな職種があるわけですが、郵政省の場合には、この補償事務主任者というの、どういふ配置になっておりますか。

○説明員(岩田立夫君) 郵政省の場合において、郵便局等につきましては地方郵政局長がなっていると思ひます。ちよつと正確には記憶しておりません。申しわけございません。

○野田哲君 人事院の職員局長、この補償事務主任者というの、これはできるだけ現場の下へおろして配置する、こういうのが人事院の方針ではないんですか、どうなんですか。

○政府委員(中村博君) いま申し上げましたように、補償事務主任者の職務はその事務を円滑に行うというところにあるわけでございますから、やはり各省各庁の職務の実態、職場の実態に応じて、できるだけ下部の方、まあ下部といひますか、先生のおっしゃる下の方までまあよく、言葉は変ですけれども網を張っておくというような体制は非常に望ましいものだと考えております。しかし、何と申しまして、人事院規則一四でいたして、おろすように、健康管理も一方では予防的措置として行われておるわけでございます。また、できるだけそのような疾病あるいは災害が生じないように、いろいろ常に健康、安全の観点から努力するということに相なっておりますので、まあそのような補償を行うべきような事由が生じた場合に、その実情が十分にわかるような組織といた点もあわせ考えていただくと大変幸いである、かように思っております。

○野田哲君 人事院がそんな迎合されては困るんです、迎合です。

総務長官、あなたのところの統計局は二千三十人、補償事務主任者というの局長がやっておられると、こういうことです。あと目が届くような、あるいは補佐的な者を置いておられるというような意味のお話があったんですが、まあ統計局の場合

合は一方所へおられる、統計局の庁舎というの、一方所だと思ひますが、それにしても配置が、先ほどの人事院の基本的な考え方からいっても適切ではない、こういうふうな思ひます。毎日毎日の職務の実態を直接目で見ておる、少なくとも所属の課長のポストにある人だと思ふのです。

そこで、総務長官、これはあなたの直接の所管のところではない、郵政省のことですけれども、しかし、公務災害補償制度を担当しておられる総務長官として、いまの郵政省の状態を見てどう考えられますか。郵政省の場合にはこの補償事務主任者というのを郵政局の局長がやっていると、こういうことです。郵政局というの、これは九州一円あるは中国一円、北海道一円というように、非常に多数の職場が管轄内に散在をしておる。そういうところで、補償事務主任者が郵政局長というので、これで迅速かつ公正に事が取り運ばれるというふうにあなたがお考えになりますか。

○国務大臣(植木光教君) その前に、総理府そのものについての御指摘がございましたので、参考までにお答え申し上げておきますけれども、総理府は、主任者として統計局長、恩給局長、学術会議の事務局長、公文書館長、さらに、その他は人事課長というふうないたして、おります。なお、職員厚生管理室には四十四名の職員がおりますので、統計局長の主任者としての職務の遂行には差し支えがない体制をとっております。

ただいまの郵政省の問題でございますが、まあ先ほどの御答弁によりまして、「と思ひます」というような不確かな御答弁がございまして、その点少し私も確かめる必要があるかと思ひます。もし仮にその管区の局長でありましたならば、そのもとにどれただけの、ただいま、たとえば統計局で申し上げました職員厚生管理室のものがブロックごとに配置されているのか、そういう職員がですね。そういうような全体の体制を伺ってみませんか。ちよつと適切な御答弁をしかねます。ただ一人で、その九州全体をというところは、ちよつと、それで十分かなという疑惑は残ります。

○説明員(岩田立夫君) 先ほど、補償事務主任者が郵政局長と申し上げたのは記憶違いでございます。郵政局長は実施権者でございます。どうも申しわけございませんでした。

○野田哲君 本当ですか。

○説明員(岩田立夫君) はい。

○野田哲君 郵便局長ということであれば了解できますがね。

そこで、人事院の職員局長ね、あなたの方でもないと思うんですが、要するに実職員が働いている現場、ここに一番近いところ、できるだけ近いところへ置くというのがこの問題についての人事院の方針だということには私承知をしているのですが、いま郵政省の方は訂正をされましたので、それはそれで納得をするわけですが、全体として、統計局の場合もいま補足的に四十四名の職員がその下に配置をされているということで説明があったわけですが、実施機関、各省庁の状態というのは非常にアンバランスがあると思うんですよ、これが。アンバランスがあるために、補償の手続、認定、審査等についての問題が非常に遅延する場合があります。これはだからもう一回各省庁の状態というものを、もっと人事院は、規則で制定をしておる制度なんですから点検をして、アンバランスが起きないような配慮というものをぜひ考えてもらいたい、こう思います。いかがですか。

○政府委員(中村博君) いま郵政省の例が出ましたように、補償事務主任者は私どもの方の通達として郵便局に置くと、こういうふうにならざるを得ないわけでございます。そのような例は、各省ごとに詳細な表があるわけでございますが、確かに先生御指摘のように、その点について再検討し、また必要な場合にはこれを訂正するということが行われるべきであると思っておりますので、御質問の御趣旨に従いまして、再点検をいたして考えるべきところは考えてみたいと、かように存じます。

○野田哲君 総理府の統計局長に伺いますが、統計局で、先ほど触れられましたけれども、頸腕障害等で公務災害の認定を受けている職員は何人いらっしゃいますか。――事務主任者のあなたも、説明聞かなければわからぬように困りますよ。

○政府委員(川村皓章君) お答えをいたします。

いま先生の御質問は、たまたま一般事務の者だけじゃなくてキーパンチャーの場合も含まれると思っております。それ別で申し上げておきますと、キーパンチャー等につきましては認定はすでに十一名の方に出ております。

○野田哲君 迅速かつ公正にということが、先ほどお答えがあったわけですが、この十一名については、いろいろその人、人によって必ずしも同一ではないと思うんです。本人が症状を訴えられ、申し出があつてから認定までにどのくらいの期間が平均的に言つてかかりましたか。

○政府委員(川村皓章君) ただいま申し上げました十一名の方について、全部一律ではございませんが、一年ないし二年の間でございます。

○野田哲君 総務長官、二年かかると。これ、迅速ということになるんでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(植木光教君) 医学的ないろいろな診断、因果関係等の問題等の処理をするためにそれだけの時間がかかっているのであらうと思うのでございますけれども、まあキーパンチャーの公務災害認定というのは、大分因果関係についての証明等が、手順といたしまして過去よりも早くできるようになつてきているのではないかと存じます。したがって、まあ二年というのは私は長いと思つていますが、一年が短いかなと言われるところとちよつとわかりませんが、できるだけ早くやるべきものであると思つております。

○野田哲君 これはキーパンチャーだけではないと思つておる。あれは、何かマークをしていくという、そういう職種の方も障害を訴えられておるといふふう聞いておるんですが、現在まで頸腕障害等の症状を訴えて公務の認定を求めてお

られる職員、これは統計局では何人いらっしゃいますか。

○政府委員(川村皓章君) 現在の職員といたしましては四十八名でございます。

○野田哲君 この四十八名の中で、本人の方から申し出があつて今日までまだ処理がされていない一番長い人は、申し出があつたときからのどのくらいの日時を経過しておりますか。

○政府委員(川村皓章君) 先ほど四十八名とお答えを申し上げましたが、三十八名でございます。訂正を申し上げておきます。

それで、先生も先ほど御指摘のように、キーパンチャーの仕事の方と、それからマーク等を書き入れたという一般事務のお仕事の方と、中で二通りでございます。そのうちキーパンチャーの方については、先ほど総務長官もお答えをいたしました。が、キーパンチャーの一番初期のころは、たしか申請の第一号の方が四十二年の十一月でございます。それから、その認定が出されたのは四十三年十二月でございます。まあまとめて二年というところを申し上げたつもりでございます。これは一番初期のころなので比較的時間がかつた例でございます。

それから、一般事務の方は、これは申請が一番最初に出されたのが四十四年の十一月でございます。これは、いろいろ新しいケースであるという問題と、そのほか職員団体とのいろいろ経緯がございまして、現在認定の事務は鋭意やっております。現在認定の事務は鋭意やっております。

○野田哲君 このいまだに認定をされていない人、これはもう結果はどうなるかわかりませんが、認定されるのか、却下されるのか、ともかく本人から申し出があつて、今日までまだ認定の結果が出ないままに経過をしている三十八名の中で、本人が申し出があつてから一番長い時間たった人はどのくらいの期間が経過しておりますか、こういうことを聞いておるんです。

○政府委員(川村皓章君) いま申し上げましたよ

うに、一番長いのが四十四年十一月に申請がされました方が認定がされておられませんので、その方が一番長いというケースでございます。

○野田哲君 そうすると、これは七年目というところになつてくるわけですね。

人事院の職員局長、いま統計局で本人が申し出てから間もなく七年、いま六年半経過した人がいるというのです。まだ結論が出ていない。あなたはその中で、これは公平局長に聞くのがいいのか、職員局長に聞くのがいいのか、六年半経過をしてまだ結論が出ていない。迅速かつ公正にということですが、これでいいんでしょうか、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 確かに、新しい疾病でございまして、また必要な十分な資料がある事情で得られなかったというところもございまして、また、そのためにいろいろ経過があるようでございます。また、すけれども、やはりできるだけ早く認定していただくことが、結論はともあれ、その結論を出していただくことが基本的に必要なことだと思つております。しかし、ある疾病が公務との関係がどのようなものであるかということ、医学水準のいろいろな意見がございまして場合には、医学水準の一致した意見が得られるまでいろいろ努力をすることは当然なことでございます。その産みの苦しみのためにある程度の時間をかけまして、そのことが結局その後において公平さを担保するものもございまして、私は個々の事情によっていろいろの対応があり得るものであると思つております。しかし、基本的にはできるだけ相互の協力を得て、早い機会に結論が出し得るよう措置すること法目的にもかなうものである、かように考えます。

○野田哲君 統計局長ね、いま一番長いのは四十四年以來ということなんですけれども、先ほどの十一名はすでに認定をされておるわけですね、十一名は。それで三十八名がまだ結論が出ていない。この三十八名については、今日いまだにあなたの手元で、ああでもない、こうでもないという

ことで持つて回しているのですか、それとも、あなたの手元から人事院の審査を行う公平局の方へ問題が上がつているのですか、どうなんでしょうか。あなたの手元にあるのですか。

○政府委員(川村晴彦君) 結論的に申し上げまして、私の手元はまだございます。

それで、先ほど私の答弁の中で先生に簡単に理由を申し上げたつもりでございますが、その際に、先生余り御存じないとおっしゃったこともございまして、この経緯、いたずらに実は六年半時期を過ぎたわけではございませんので、この経緯につきましまして若干お答えを申し上げておきたいと思っております。

二つの側面が、はっきり言っております。一つの側面は、いまキーパーンチャーの方の認定問題を除きまして、一般事務の方に限って申し上げます。まず、申請の形でございすけれども、確かに一番早い方は四十四年、それから、いま三十八名と申し上げた方の一番最後は、五十年に実は申請なさったという六名の方も全部入っております、その内訳としましては、四十四年、四十五年、四十六年、四十八年、それから五十年、この年にわたって実は申請がなされております。これが実態でございます。

それから、この認定事務でございますが、これは新しい実は問題であり、なかなか医学的な判定もつきにくい問題だということをお話申し上げてお答え申し上げました。その内訳の経緯を申し上げておきたいと思っておりますが、この問題は、確かに四十四年の十一月に職員団体を通じまして、外部の診療機関において診断された、頸肩腕症候群というのが公務に起因するものであるということの申請書が出されたわけでございます。それで私も、これらの申請が私どもの職員から実は出てきたという経緯にかんがみまして、最初に、第三者的な医療機関の特別健康診断を実施することを四十五年に準備をいたしました。その実施を準備をいたしましたわけでございますけれども、職員団体がいろいろ条件を提示をされまして、実施

を延期するようにということでその当時は実は延ばされたという経緯がございます。それで、その受診反対に遭いまして、実際には当時まあ三十七名のうち四名の方しか受診をしないというふうな事態のために、これは実施不能ということ、それぞれ当時の各罹病者の主治医の方に対して診断書、診療記録の写しの提出を求めたわけでございます。これに對しても、医療機関並びにその罹病者の方から提出することができないという御返事がございまして、資料が得られないまま一応その報告を人事院にそのときにいたしましたわけでございます。報告というのは、こういうのが出たよ

という報告でございます。それで、四十五年の特別健康診断が実施不可能となりましたので、さらに私どもの上部に総理府本府がございまして、その本府にも、これはどういふふうに進めたらよろしいかという指示も仰ぎまして、それで、私どもの上部の実施機関といたしましては、脳神経あるいは整形外科あるいは労働衛生の観点からの資料の提出がないと、やはりこれは無理ではなからうかという御指示もいただきました。それで、この具体的な内容を、じゃどういふふうにしてとっていったらよろしいかという問題を四十七年にかけてまして鏡意整備をいたしました。それで、労働衛生学的な検査資料を得ることがやはり必要であるという結論で、その検査の準備をいたしました。

それで、同時にこの点は人事院からも指示をいただきました。これは四十八年の初めでございすけれども、労働衛生学的検査資料を得る検査、これは具体的に四種類、中は省略をいたしますが、いろいろ検査の技術的な方法でございますが、それをやれというところで、これも職員団体に協力を再度求めたわけでございます。しかしこれも職員団体の賛意が得られませんでした。実際には実を結ばなかったというところでございす。そこで、実際にこの点はいろいろ国会等でも質問がございまして、四十九年に至りまして、いろいろ反対があつてできないのだけれども、事職員の健康に関する問題であるから、問題解決をこれ以上

延ばすことができないということで、私どもは頸肩腕症候群に関する専門家を擁し、かつ一般の信用の厚い総合病院、これの意見を求めて実施機関において判断をするという決心を固めまして、これのまた具体的な処理案を職員団体に提示をいたしました。その辺のいきさつもこの委員会でも私どもも、職員団体は、この総合病院に対して意見を求める点はやはり反対であるという結論的に返事が約三月月ぐらいたつてございまして、これも実際に処理をできなかった。そこで、それではまだだめなので、私どもはさらに実施機関で整えたこれらの資料のほかに、罹病者の主治医の方から意見書を求めまして、さらに今度はわが当局におきまして、ある程度の作業の労働負担度、これはまあ一般的な労働負担度であります。これの基礎資料をつくって、これである程度認定事務を進めていこうというところで、これを昨年実施をいたしました。現在に至つておる経過がございまして、それぞれその時期の努力はしたつもりでございますが、残念ながら職員団体の協力が得られなかつたという事実で今日まで延びたというのがその要旨でございます。

○野田哲君 いろいろ説明がございましたが、いろいろ説明があつたにしても、迅速にということの精神からいえば、これは迅速に処理するということにはなっていない。この客観的な状態というものはどうしようもないと思つております。問題は、時間がありませぬので、後でまた同僚の議員の方が指摘をされるかと思つて、私は認定と審査の手続について改善をすべき点があるのではないか、こういう点を指摘をして、総裁並びに総務長官に検討を求めたいと思つて。

まず、いま統計局長の説明がありましたけれども、それぞれ実施機関の各省庁には職員団体の団体がある。この団体、職員の組合と団体交渉をやる当事者が補償事務取り扱ひ主任者になつております。これはやはり、私は一つの停滞をするものになるんじゃないかと思つております。団体交渉の当事者とは

別途の判断をする、そういう分離をすることが必要なんではないか、こういうふうに思つております。それから、医師の選定で問題がこじれております。本人が診察を受けたところも、これはやはり資格を持った医師なんです。この内閣委員長も医師なんですけれども、医師なんです。だから、本人が診察を求めてその医師から意見書が出た。これをやはり私は第一に尊重すべき立場をとるべきではないか、こういうふうに思つております。それから、人事院の方のこの審査ですね、この審査についても、書面審査が原則になつております。必要があれば本人の趣旨を述べることができ、こういうふうになつております。私は書面審査で処理できることは、それは書面審査でいいと思つておりますけれども、本人の申し出があれば、これはやはり口頭審査を行う、こういう取り扱ひをすべきではないか、こういうふうに考へるのです。不十分ではないか、こういうふうに取り扱ひをすべきではないか、こういふことも、地方公務員の災害補償制度については、加藤理事がおれば一番よくこれはわかると思つて、少なくとも、地方公務員の災害補償制度については、少なくとも審査については職員団体の側の推薦をした者が、十分な形ではないけれどもある程度参画ができるという制度があるわけですか。そういう立場をやはりとるべきではないか、等々の問題を含めて、この認定の手続、審査の手続等について改善をすべき点があるんじゃないかと思つて、総裁なり、あるいは総務長官、見解があれば承つて私の質問を終わりたいと思つて。

○政府委員(藤井貞夫君) 公務災害の本質から申し上げまして、その補償事務というものは、法にいうたつてありますように、公正にしてかつ迅速に処理しなければならぬと思つて、これはたゞまへ上当然のことであるかと思つて、これはただ、いま御議論をいただいておられます具体的な事例につきましまして、それなりに当局がただ単に怠慢でこれを引き延ばしてきたというだけではなく、いろいろの事情があるようにございす。し

かしながら、客観的に見まして、事柄が非常に遷延しておりますこと自体は、それは好ましいことではございません。そういうことから、できる限りの迅速な処置というものを期待をしなければならぬというふうに私自身は考えております。

一般論といたしまして、この手続関係につきましても、いままでの諸般の実績その他から見まして検討を加えた結果、現在の手続ができておるわけでございますけれども、この手続自体が万全であつてこれ以上改善の余地がないというふうな思ひ上がった考え方は私たちがとっておりません。いろいろ情勢の変化もございますし、また、いろいろな医学的な進歩の面もございましょう、そういう点も考えながら、手続上改善を要するものがありますれば、それはちゅうちよく取り入れて事柄の迅速な処置を図つていくことには、従来も努力をいたしましたつもりでございますけれども、いま御指摘のありましたような具体的な御提案等も踏まえまして、今後さらに積極的にとつと検討をして、補償制度の目的達成が図られるように、さらに配意を加えてまいりたい、かように考えます。

○国務大臣(植木光教君) ただいま一般集計事務職員の公務災害の問題について詳しく局長から答弁をいたしました。私が就任をいたしました以来、非常に長年月を経ているという事実にかんがみ、早期解決を指示して今日に至つたわけでございます。経過につきましては、統計局長から御説明を申し上げましたように、なかなか罹病者や職員団体と当局との間に解決方策についての合意を見なかつたということでございますが、最近になりまして、結論が出るのも余り遠くないという状況になつてまいりましたので、結論を急ぎたいと存じます。

なお、補償事務主任者が局長であつて、交渉団体の相手方の職員団体との関係ははずいではないかというふうなお話ございましたが、部局長は自分の部局の所属いたしております職員の安全や健康というものについては十分留意をしておりますので

ございまして、職員と部局長との間の信頼関係なくしては職務の完全な遂行はあり得ないと存じます。その点につきましては、いままでも努力をしているところでございますが、これからより一層の努力をしてまいりたいと存じます。

○片岡勝治君 若干社会党の割り当て時間があるようでありますので、ごく一、二問伺ひをして終わりたいと思ひます。
この公務災害については、前回法律案が改正をされた折にも私は関係当局に質問をした事項であります。特に、公務災害で不幸にして命を失つた場合の遺族年金、これは年金ばかりではありませぬけれども、特に年金の場合、その支給額の基礎となる金額、これは亡くなられた時点の、まあ多少計算のあたりはありますけれども、亡くなられた時点の給与、これを基本にして未来永劫その金額が基礎額になるというシステムになつております。これには大変大きな矛盾があると思ひます。けれども、どうしてそういうことになつてゐるのか、理論的な根拠をお聞かせいただきたい。どなたでも結構です。

○政府委員(中村博君) 先生十分御承知のように、災害補償というものは、結局無過失賠償責任理論に基づく、いわばその災害を受けられた方の稼働能力の補償でございます。また、遺族補償の場合には、いわば扶養利益の喪失の補償、こういうことに相なつておりますので、その災害を受けられた場合の職員が持つておられました稼働能力を災害によつて喪失した分を補つてやるというところが基本前提でございます。したがつて、御承知のように、その前三カ月の平均給与額を基準としてその稼働能力を定型的に算出する、こういう構造に相なつておるのでございます。

○片岡勝治君 具体的に例を申し上げますと、たとえば三十歳の公務員が亡くなられた。これが何等級何号になるかちよつとわかりませんけれども、その亡くなられたときの号俸が五年たつても十年たつても二十年たつても——もちろんベースアップはありますよ、水準の改定についてはあり

ますが、その給与が基礎になつてずうつと生涯、年金が受けられる。しかし、仮に三十歳で結婚をされたお子さんがあつたというふうな場合には、子供もだんだん大きくなる、その場合でも三十歳の年齢のときの給与水準で年金を受けるわけですね。これは公務員ばかりではないんです。警察官にしても消防士にしても自衛隊にしても同じなんです。いま何というんですか、自衛隊の、昔で言う下士官で亡くなられた場合には、何年たつて、特に危険の多い自衛隊にしても、あるいは消防、警察にしても、同じ公務員のために一命を賭して失つた。その者がたまたま死んだときが三十歳のときだ、四十歳のときだ、五十歳のときだ。そのことによつて受ける年金額が莫大に違つていく。ですから、それは、いわゆる公務員のベースアップに大体比例して水準そのものは変わつていくけれども、いわゆる定期昇給部分というのは一切考慮されてない、これは矛盾があるのではないか。係長で亡くなられた者は生涯係長の年金しか受けられない。しかし、その係長は十年、二十年いけば課長級の給与を受けたかもしらぬ、あるいは局長級の給与を受けられる、そういう可能性を持つてゐるわけですね。しかし、死んだために一切そういう期待可能性というものは全く抹殺をされるといふところに私は矛盾があるのではないか。だから、特に年金の場合には定期昇給部分も年数とともに加算をしてやらなければかわいそうじゃないか、こういうことを強く主張をして、大変むずかしい問題だけでもまあ検討してみましようというふうな意味の答弁もあつたんですが、これはやっぱり、私は何とか考へてやらなければ、特に若くして命を失つたその遺族たちの生活補償、そういう点を考へたときには、これは考へすべきではないかと思ひます。

○政府委員(中村博君) 確かに、先般もお答え申し上げましたとおり、先生の御指摘のお気持ちは私どもも十分にわかるつもりでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、現行補償法の体系というものは、その災害時の、遺族補償について申し上げますれば死への転帰をたどられまして、たゞの稼働能力を補償して行く、こういうことではございまして、したがつても、将来にわたつたものに類する補償におきましても、他の方のついでに先生がおっしゃるやうに定期昇給分を含めるというものは、稼働能力の補償である以上これを考へていられないでございまして、その点に大変、体系全般を整理しなきゃならぬというほどのむずかしさがあるでございまして、したがつて、私ども、先生も御指摘のやうにスライドによつてできるだけその稼働能力の喪失部分を現在の状況に適合するものにするという措置を講じますとともに、先般御説明申し上げておりますやうに、多少でもお役に立つていただけたらつて特別支給金百万円を差し上げた措置を講じ、かつまた、さらにそれに加えて国家公務員独自の制度として特別援護金百万円を差し上げる、ということも、まあそのような措置を講じつつ、できるだけ私どもが御持ちの一端を御理解いただくこと、そういう気持ちで進んでおるのでございます。

○片岡勝治君 いまのあなたの方の考え方は私にはわかるんです。ですから、そういう発想、そういう考え方の転換はできないか。あるいは自衛隊、消防、警察というのにはある程度身の危険というものを覚悟してゐる職業と言えるかもしれませぬ。これとはちよつと性格は違つても、警察官の職務に協力して命を失うという場合、これも法律によつて年金がもらえるやうになつていませぬ。これだつて同じなんです。

これは私の方の神奈川県にそういう例があつて、いつか決算委員会でのことを質問いたしました。この場合は、公務員の方は毎年ほとんどベースアップをしておつたけれども、四年もほんぽつといたわけですよ。しかし、私が追及してその後毎年ベースアップをしておりますけれども、これとても、つまり三十歳で子供が川の中に落ちた、自分の命はもう忘れてその子供を助けるため

ございましたように、災害補償法の本体は無過失賠償責任に立っており、それから、国が過失がありましの場合には、これは国賠法でいく、こういう手続に相なっております。まあ自衛隊の場合と異なりまして一般公務員の場合には、その国の過失を問うて裁判手続を始めたという者が、全く皆無ではございませんけれども、現在のところまだ少数でございます。したがって、私もとしましてはいろいろ御遺族のお声も十分聞くような調査をときどきやっております。それからまた、いろいろな御要望の内容も多少は存じ上げているつもりでございます。そのような御遺族のお気持ちも十分考えつつ、また、国に過失があるとして損害賠償を請求して裁判手続を始められる事例の推移というのを見て、また一方、国民固有の権利であります裁判を受ける権利を阻害することにはならないように、いろいろな点をやはり検討する必要があります。御承知のように補償法自体でも損害賠償との調整規定を置いてございますように、それぞれ別異の体系として進むべきものだというような構造に立ってございますので、これもやはり補償の基本に触れる問題ではなからうかと思っております。しかし、御指摘のように検討課題であるということは間違いございませんので、そのような気持ちをもって対処していきたい、かように存じております。

○太田淳夫君 それでは、法の中身につきましてちょっと聞きたいと思っております。最初、傷病補償年金の支給要件についてですが、職員が公務上の傷病または通勤による傷病にかかって療養の開始後一年六カ月を経過した日において一定の療養状態にあるときに支給する、こういうふうな規定されております。そうしますと、休業補償にかえて傷病補償年金を出すのは、いわば本人の意思というか、家族の意思のいかんにかかわらず支給することになります。しかし、労災保険法の改正案に対する社会保障制度審議会の答申の中身を見ますと、「長期養療者に関し、一年六箇月を経過した場合に年金に切換え

ることについては、該当者に不利益を来たすおそれがないよう本人に選択の余地を残すことも検討に値しよう。」、こういう答申が出ておりますけれども、ちょっとこれおかしいんですけれども、不利益を来すことがないようとする場合があるのか、また本人が選択しなかったというのはどうなのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(中村博君) これは、先生御承知のように一年半たちましたら傷病補償年金への切りかえが行われるわけでございますが、この制度は労災の場合と違ひまして、国家公務員にとりましては初めて導入される制度でございます。したがって、私もがこのような制度を取り入れたいのは、いままでは何年たとうと養療の給付が続いてございまして、御本人がお治りにならない前は養療の給付とあわせて休業補償でまいっておったわけでございます。

しかし、先ほどこの提案の趣旨でも御報告申し上げてございまして、養療を受けて一年半もおたちになった段階で、廢疾が稼働能力の全部喪失というふうな状態にあられる方々は、私どもの調査によりまして一年以上経過なすった方はその後大変長く養療なさるわけでありますので、やはりこの障害等級一級から三級に準ずる年金を差し上げることが、個別に給与を得たか得ないかというところで休業補償を差し上げる、差し上げないという制度でいくよりも、年金制度に切りかえることが、率としてもアップになりますし、かつまた、療養なさっておられる方及び御家族の方々も年金というところで御安心してやっていただけたら大変大きなメリットがあるんじゃないかという観点からこの導入に踏み切った、かような気持ちでございます。

○太田淳夫君 その次にまいりますと、傷病補償年金の金額は法律で規定されておりますけれども、具体的な傷病の程度というのは人事院規則でございまして、金額を法律で規定するならば、その具体的な傷病の程度も当然に法律で規定しなければおかしいのじゃないか、こう思いますけれども、その点ほどのように理解したらいいですか。

○政府委員(中村博君) 確かに一つの御見解でございますが、私もとしましては、現在、御承知のように障害等級の三級以上に当たる方々を対象にし、つまり稼働能力の全損状態以上の方々を対象にしよう、こういうことでやっておりますのでございまして、したがって、そういう観点から、もう少しこの制度を突進してみても、また制度の運用の過程においていろいろな事象が生ずると思っておりますので、人事院規則でそういう状態に對応することがよろしいという観点から人事院規則にゆだねさせていただいた、こういうことでございます。

○太田淳夫君 休業補償の賃金六〇％は法律による給付で、上積み二〇％は国家公務員災害補償法第二十二條の福祉施設に基づいて人事院規則で規定されている休業援護金となっております。福祉施設の内容はいろいろあるようです。この法律案によりまして、今回、審査の申し立ての対象とするようですが、これはこれとして、まず福祉施設の施設というに基づいて金銭の給付を人事院規則がしていくことには問題があるんじゃないかと思っております。これは施設ですね、福祉施設としておりますが、この施設というのは、辞典を見ますと建物などの設備ということになっておりますけれども、こういう金銭給付の根拠とならないんじゃないかと、こういうふうな思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○政府委員(中村博君) 確かに先生御指摘のように、施設という言葉は大変誤解を招きやすく、かつまた、わかりがたい言葉でございますけれども、一つの歴史的な経緯がございます。この中に、名称を使っておるわけでございます。この中に、法二十二條でも明白に書いてございまして、いろいろな金銭給付も許しておるわけでございまして、広義に、何か英語で言いますとフアシリテイと称するそうでございまして、単に物的な施設ばかりではなく、ただいま行わせていただいておりますような奨学金の給付でございまして、その他金銭給付も当然含むと、また福祉施設は固定的な施設でなくやならぬというふうな考へるよりも、いわば民間の法定外給付あるいはその他のいろいろな御措置に對応するものでございまして、やはりこの法律で人事院規則にゆだねていただいておりますのも、そういう民間の状況に對應して、フレキシビリティを確保することが公務員の福祉のためによりよいものであらうという御意思からこのようにさせていただいております。したがって、私がいま申し上げて、私どもとしましてはこの施設のいろいろな言葉は大変おかしゅうございませぬけれども、金銭給付も含む相当広義なものであると、かように解しておるのでございます。

○太田淳夫君 そこで、人事院の意見の申し出を見てみますと、説明によりまして、一つは、遺族補償、障害補償等のいわゆる長期給付については、特別な給付金の支給制度、それから二番目には、民間企業における法定外給付に見合うための障害特別援護金制度、この二つを新たに人事院規則で設けようとしております。いまいろいろとお話ありましたけれども、現在でも休業援護金とか、あるいは奨学金、遺族特別援護金など、いろいろなものがここに含まれておりますけれども、またこの中にこのように二つのものを規則だけでやるのと、制度が非常に複雑になるんじゃないかと、こう思うわけですか。また、非常にわかりにくい、ですから、なぜこの二つを法律にしないのか、こういうより複雑な方式にしてしまふのか、その点ちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(中村博君) 先ほどちょっと申し上げましたように、私は福祉施設は流動性こそ大変必要であらうかと思っております。したがって、その意味合いにおきまして福祉施設を人事院規則でやることで委任していただいておりますというように思っております。先ほど来御指摘のように、いろいろな福祉施設をいたしてございまして、確かに福祉施設の範囲もふえ、中身も重くなつてまいりました。

したがいます。私も国の義務として行います。福祉施設につきまして、いろいろいままでも努力をしております。いろいろな監督も行って来たわけですが、なおたえば奨学金の額を間違えて差し上げておるといふような例もないわけではございません。したがって、このように福祉施設が広範になり、かつ内容が深化してまいりますと、やはりその受けられる方々からの不服も十分お受けして、これに対して適切な措置を講じて福祉施設が十全に行われるようにすることが必要だといふことで、今回その条文を設けていただいております。確かに錯雑紛糾してございますが、人事院規則の方でも在来の一本を三本に分けて、手続規定を特に一つの人事院規則にまとめてつくるという手はずもとりまして、そのような点について御迷惑をおかけすることがないようにいろいろ努力いたしておりますのでございます。

○太田淳夫君 この福祉施設として、今回人事院規則が、遺族補償、障害補償など長期給付については、賃金平均給与額の年額の百分の二十、最高限度百万円、こういう額を算定の基礎として定められておりますけれども、この措置ができました趣旨といふのはどのようなものであるかお聞きしたいと思います。

○政府委員(中村博君) これは、いままでもいろいろ御議論をいただきましたように、稼働能力喪失のその程度をはかりましたために、前三カ月の平均給与額といふものを用いておるのでございます。しかし、それだけでは足らず、まあ三カ月を超えて支給されるいわゆるボーナス等々も入れるべきではないかという御議論は、ずいぶん前からいたしておるわけでございます。まあこれは受ける方もあり、受けない方もあり、いろいろパリエーションがあるわけでございます。それと、三カ月という平均給与額の算定基礎を、それと、三カ月もまたいろいろ議論があるところでございます。また、実際上もいろいろ問題点が生じ得ると思っております。しかし、やはりそのような点について配

慮して、できるだけ補償の厚きを図るといふことはこれまた至上命題でございますので、先ほど御指摘のように、人事院規則をもって特別支給金として、一定の限度ではございますけれども特別な措置を講じて、少なくともその限りにおいては補償内容の改善を図ると、こういう措置に出たものでございます。

○太田淳夫君 いまお話をいたしましたけれども、いま年金の算定基礎にボーナス——期末、勤勉手当が含まれていませぬ、それにかわる措置としてこの百分の二十というものが設けられた、このように理解してよろしいですか。

○政府委員(中村博君) さようでございます。○太田淳夫君 そうしますと、いま期末、勤勉手当の月数というのは年間五・二カ月ですね。そうしますと、総給与月数が一七・二になりますから、その五・二という約三〇%にしかならないのじゃないかと思つて、ボーナスに見合ふ分としまして、この百分の二十というのは一〇%ぐらいの差があるのじゃないかと思つて、その点期末、勤勉手当にかわる措置であるならば三〇%にすべきじゃないかと思つて、いかがですか。

○政府委員(中村博君) 御指摘のように、その点につきましてはいろいろな計算方法があるわけでございますが、やはりこれは今回初めて導入することでございますし、また、一方におきましてはお受けにならない方もあるという点の配慮もございまして、当面は二十、百万円ということでございます。今後の実施結果あるいはいろいろ御意見を伺いながら、検討すべき点はお残つておるかと思つて、ともかく第一歩として改善の端緒をつけたというふうに御理解いただければよろしいかと思つております。

○太田淳夫君 そうなりますと、いただく人といふただかぬ人が出てくるということですが、年金算定の基礎に、ボーナスを最初から入れて年金算

定の基礎をつくるような方向にすべきじゃないかと思つて、その点いかがでしょうか。

○政府委員(中村博君) これは太田先生も御承知のように、ボーナスといふものの考え方についてはいろいろあるわけでございます。果たしてそれを含めたものが稼働能力の正当な反映になるかどうかという点は、細かい議論をすればいろいろあるわけでございます。確かにそういう議論がございまして、私も、今回は先ほど申し上げましたような率、額をもつて一定の限度において差し上げることとさせていただきます。そのときには、先ほど申し上げましたように、やはりボーナスをもちまして、いらつしやらない場合もあり得るといふことが頭の一部にあつたといふことはそのとおりでございます。

○太田淳夫君 この内閣委員会でも、四十五年の十二月八日の六十四国会でも、「平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること」と、こういう附帯決議をつけて、過去に何回か決議をいたしておるわけですが、今回の措置といふのはこの決議に沿うものかどうか、なぜ法律でそういうことができないのか、いろいろとお話がありましたけれども、この問題について人事院総裁の見解と、公務員の処遇改善に責任を持つておる総務長官にちよつと御意見を伺つておきたいと思つております。

○政府委員(藤井貞夫君) ボーナスを算定の基礎に入れるべきではないかといふことは一つの問題点であることは確かでございます。これは公務員の補償額を引き上げる、あるいは改善をするという趣旨に沿うという意味では、もつともな点があることは事実でございます。ただ、ボーナスにつきましては、先刻から職員局長が申し上げておられますように、それ自体また性格論が一つあることは事実であります。実際には、賞与といふのはその個人によつていろいろ格差がある筋合いのもので、大體給与と同じような取り扱ひでなされておるものではないかと思つて、賞与といふ性格は、そのあるべき姿といたしましては、やは

り給与とは違つてあるといふことはこれは一つ事実でございます。それともう一つは、現在こそこれは非常に変動がなくて、民間とのタイアップといふようなこともございまして大體安定したことで来ておりますけれども、しかし、これとでもやはり賞与の性格から申しますと、これがずっと永年にわたつて固定的で全く動きがないという種類のものでもございませぬ。そういうふうないろいろな点を総合勘案をいたしまして今日に來つておるわけでございます。しかし、問題点であるといふことは私も認識をいたしておりますので、附帯決議等の趣旨もあわせ考えまして、今後の検討事項にいたしたいと、かように存じます。

○国務大臣(植木光教君) 私も、ただいま御指摘の問題については人事院総裁と同じ考え方でございます。いろいろ問題がございまして、いづれにいたしましても、第一義的には人事院において検討をしていただきたいと、このように考えております。

○太田淳夫君 次にまた福祉施設の問題ですけれども、今度障害特別保護金制度が創設されました、これは民間企業におけるいわゆる法定外給付の実情を考慮して、公務災害を受け廃疾となつた者のうち、障害補償年金の受給権者になつた者に対してその身体障害の程度に応じてそれぞれの額を一時金として支給する制度で、これが新設されておるわけですが、それについて、この内閣委員会でも以前からいろいろと論議されておりました。たとえば四十七年の六月九日の第六十八国会では「民間企業における補償の実態にかんがみ、公務員に対しても公務による死亡見舞金等の支給について検討を行なうこと」、こういう附帯決議、あるいは四十八年七月十一国会においても、「民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること」、こういう附帯決議を付していただいております。特に民間の法定外給付とのバランスをとるよう要望してまいりました。今回の措置はこの趣旨に沿つて行われたもの

でございます。

でございます。

でございます。

だと思えますけれども、民間の実態というのは私もともしてつかんでおりません。明らかでありませんが、人事院では、先ほどは同僚の野田委員の質問に対して、障害看護金でない問題について調査の結果の報告がございましたけれども、この障害関係についての実態を調査されていると思えますが、そのことについてちょっと概要をお話し願いたいと思えます。

○政府委員(中村博君) 私どもの調査によりますと、民間で何らかの形で法定外給付といたしまして、障害給付を行っておられるものが、百人以上のある企業につきまして五七%に達してございます。したがって、そのような状況を踏まえて、今回のこの制度をつくらしていただく、こういうことに相なっておるのでございます。

○太田淳夫君 この一級の百二十八万円あるいは二級の百十三万円、こういう金額が出ておられますけれども、これは民間に比べてどのような根拠から出されたのか、その点ちよっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(中村博君) 私ども、いま申し上げました調査の中身でございますけれども、たとえば三級の場合について申し上げますと、一律定額制、先ほど申し上げましたいろいろな出し方がありまして、またそのお金の性格もはっきりわからない点があるのをごさいますけれども、大体三級のところで三百万ちよっとというような姿に相なっております。

○太田淳夫君 今回これは新設されたばかりですけれども、やはり民間とのいろいろの差がございましてと思えます。将来それを埋めるべく努力をしていただきたいと思いますし、最後になりますけれども、いろいろいま質問させていただきました期末、勤勉手当の基礎のいろいろの問題とか、あるいは福祉施設の問題、いろいろございまして。また、社会保障制度審議会の答申の扱い、そういうものを含めまして、民間のこれは労災保険法の改正に伴ってまい行われているわけですけれども、それと異なった公務員としてのやはり特殊性の立場とい

うものがあると思えます。したがって、国家公務員の災害補償法の独自なやはり抜本的改正をすべきじゃないかと、このように最後に思うわけですが、総務長官と人事院総裁の見解をお聞きして質問を終わりたいと思えます。

○政府委員(藤井貞夫君) 国家公務員災害補償法の給付の内容等につきましてはいろいろと論議がございまして。私たちが私たちに、公務員の実情その他の一般の民間の動向等を検討しつづいていろいろな資料を徹して考えておるところでございます。国家公務員については、ここに人材を確保しなければならぬという至上命令がございまして、公務員の待遇改善ということについては常々配慮を加えてきておるところでございますけれども、また一面、給与等と同じ点がございまして、一般の民間の実情等との均衡というものを全く無視してやっておりますというふうなことも、これは公務員としての制度として考えなければならぬ面がございまして。しかし、これに大変劣るような、遜色のあるようなことになつてはならないことも当然のことでございますので、そういう点から、それぞれ内閣委員会の諸先生方の貴重な御意見も従来拝聴いたしておりまして、その方向で努力をやってきておるところでございます。特に法定外給付の面等につきましては、民間の大企業等におきましてはかなり進んだところがあることは御承知のとおりでございます。われわれもそういう実情は十公承知をいたしております。ただ、大企業と比較いたしまして全くそこまでいっておらぬいわゆる労働基準法の最低基準がやうとございまして、やうなところも、これは数多いことも事実でございます。そういう均衡の問題もございまして、それらの点をならみ合わせながら、なお慎重な検討を加えてまいる所存でございますが、基本といましては、われわれは国家公務員につきましても災害補償につきましても十全の措置を講ずべきことは当然のことであるというふうに考えておりますので、情勢を勘案しながら、今後とも改善につきましても精いっぱいの一いつ努力を続けてま

いる所存でございます。

○国務大臣(植木光教君) 御承知のとおり、第二十三条に、労働基準法あるいは労働者災害補償保険法等との均衡を失わないように考慮すべきであるというふうにご法の趣旨が書かれております。したがって、その均衡、さらにまた、民間における給付の状況というものの均衡を十分考えながら、しかも公務というものの重要性及び特殊性というものを勘案しつつ、人事院と十分連絡をとり合ひながらその改善方について努力をしてみたいと、かように存じます。

○嵐山昭範君 私は、災害補償法の審査に当たりまして、関連をいたしまして二、三、質問したいと思えます。

まず、この災害補償法の審査の場合、いつもい

ろんなものが出てまいりますが、きょう私は初めて白ろう病の対策の問題についてお伺いをしたい。

この問題につきましては、もうすでに白ろう病そのものにつきましてはそれぞれの委員会で相当議論をされております。したがって、私は余り細かいことを言うつもりはありません。

昭和四十五年第六十四国会のときだと思えますが、当内閣委員会におきまして、この災害補償法の審査に当たりまして、この白ろう病の問題が相当問題になりました。その際、実は内閣委員会の附帯決議といたしましてこういう附帯決議をつけました。「政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。」これは全会一致の附帯決議であります。この二番目に、「いわゆる白ろう病対策を確立するとともに、その認定、治療、補償等について万全を期すること」という附帯決議がなされておりますが、当時は、人事院総裁と総務長官が御出席になってその附帯決議に対する決意もお述べになったわけでございますが、この白ろう病対策を具体的に、昭和四十五年以降すいぶん日にちもたつておりますが、どういふふうな措置をされたのか一遍所見をお伺いしたい。

○政府委員(中村博君) 療養の給付の面について

申しますと、これはまあ嵐山先生十分御承知のよう、四十八年に、白ろう病を療養するために大変温泉療法を医師の指導、指揮下に行うことは効果があるという御意見をいただきましたので、そのような医師の御意見に従いまして、白ろう病の治療のために、療養の給付の一環として温泉療法をやっていた、という措置をとりました。それが、その後また五十年に労働省から通達も出てございまして、そういった点も林野庁に十分御連絡申し上げまして、できるだけ白ろう病の認定の公正を期するという措置を講じてまいりました。

○政府委員(松形祐典君) お答え申し上げますが、ただいま人事院の方からお話ございましたように、この法律に基づきます附帯決議等に基づきまして、私ども、特に国有林でございますが、いろいろ認定、治療、補償等につきまして努力いたしているわけでございます。たとえば、認定につきましてはございまして、大体チェーンソー及び振動の原因でございます刈り払い機がございまして、これに従事いたしておりますのが、国有林では約一万三千人程おられるわけでございます。現在いるような障害等、そのようなことで認定いたしております者が約二千八百名もの多数に達しておられるわけでございます。したがって、そのような認定をいたしますと同時に、ただいま人事院からお答えございましたように、温泉療法ということが非常に適切であるということ等がございまして、現在三十数カ所の病院と、さらに、予約ベッドと申しますか約二百六十ベッドを確保いたしております、それに入院しながら温泉治療をしていこうとございまして。

なお、補償等につきましては、国有林の場合は補償法に基づくものと、労使双方におきまして協約におきましてやっておりますので約一〇〇%の補償をしている、こういうのが実態でございます。

○嵐山昭範君 この白ろう病、総理府の方からは答弁がございせんが、これはなぜこういうよう

な問題が内閣委員会で議論されるか。これはいろいろ問題がありますが、やっぱりいま、この白ろう病そのものについての治療、認定というのがありますね。その一つ一つについて、いま昭和四十八年に温泉療法が非常にいいという話がありました。具体的な、いわゆるその治療とか認定とか補償、まあ補償の方はいいです。認定と治療ですね、これは要するに、白ろう病に対してその原因とか、そういうものがはっきりわかっただけですか、もう現在、どうなんです。

○政府委員(松形祐典君) お答え申し上げますが、実はその辺は所管が労働省でございますけれども、私もこの白ろう病の原因といたしましては、振動機械を使うというところに原因がございまして、その振動機械の振動の強さ並びに騒音、さらには寒さ、こういうのが大きな原因ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○山田昭範君 林野庁長官から、白ろう病の、何と申すか、その原因といいますが、そういう答弁を私はいただこうとはゆめゆめ思っていないかわけです。これはきょうは労働省は来てないですか、労働省。——ちゃんと前もって言っているわけですから、ちゃんとやってもらいたいです。

いずれにしても、この白ろう病の医学的な説明というのは一体どうなっているのか、これはどうなんです。医学的に、その原因は一体何で、それで治療は一体どうすれば治るのか、そこら辺のことについてはどういふぐあいに取り組んでいるのか、どこの省が取り組んでいるのか、どうなんです。

○政府委員(中村博君) 白ろう病のいま先生の御質問の点につきましては、労働省の方でもいろいろ検討されておるといことは御承知のとおりでございます。また林野庁の方でも御検討なさっております。ただ、現在の段階では医学的に大変むずかしい問題でございます。なかなかはばかしい結論が出ていないのでございます。御承知のように、私どもの方におきま

てもまだ一件その治療認定してないという状況にございまして、できるだけ早く何らかの形で医学的な検討が進み、適切な治療策が講じられることを期待いたしておるのでございます。

○山田昭範君 局長、これは私は何でこういう質問をしているかといいますが、きょうは総務長官が見えなくなっていますから、やはりこういう問題が相当の間から議論になっておりながら、この白ろう病に対する政府としての姿勢は一体どうなっているのか、どういふふうな取り組み方をしているのか、要するに、医学的なその治療法というのか、その予算は一体どこが取っているのか。現実に林野庁が患者をたくさん抱えていらっしやるわけですね。それでその原因は、林野庁長官は、振動機械を使っているということ、もう一つは寒さ、寒さとの関係でそうなるんじゃないかというふうな言っておられますが、そのとおりだろうと私は思っています。実際そのとおりだろうと思っております。それではやっぱり科学的なちゃんとした説明がなければいけないと思っております。そのためには、少なくともわが内閣委員会で何のために附帯決議をつけたのか。附帯決議をつけたわけですから、その附帯決議に対して、少なくともわが内閣委員会でこの白ろう病に対しては、どういふぐあいに対処いたしましたという報告ができるようでないといかぬわけですね。本言ったら、そういうような附帯決議に対するいいかげんな考え方というのは私いけません。やはり附帯決議をつけて、大臣が答弁しているわけですから、その際は必ず、少なくとも関係官庁集まって、この問題についてはどこが主として、どういふふうな責任を持って今後対策を講じていくかというところはやはり相談してもらいたい。私は思っています。そういうふうな意味から、この問題はいろんな問題があります。すでに私の手元には、実は林野庁の方から、もうこの問題はすでに農水の委員会とか、そういうところで相当議論をしたから、きょうは委員会でやめても

らいたい、こう言ってきた。何を聞いてもわかるというからきょう私質問しているわけですね。でも、実際問題、質問すればするほど、まだ説明されてない問題ばかりじゃないですか。そういうふうな意味から、実は昭和四十五年に附帯決議がなされて一体どうなったのか。これはやはり総務長官調べていただいで、そして、今後どうするのか、政府としてもこの問題については真剣に取り組んでいただきたい。たとえ所管外かもしませんが、少なくとも当時の総務長官はこの附帯決議に対して真摯に実施する旨の答弁があったわけですから、そういうことも含めて総務長官の答弁をいただきたい。

○国務大臣(植木光教君) 四十五年に参議院の内閣委員会で附帯決議がございました以後のことにつきましては、各省庁がそれぞれ健康安全教育を實施いたしました。あるいは配置前及び配置後六カ月に一回以上の定期診断をやる、あるいは臨時に健康診断をやるということをやっています。と承知いたしております。また、療養補償につきましては先ほどお話があったとおりであります。温泉治療についてはこれを推進していく、こういうことを私は承知いたしております。ただ、この問題は、仰せのとおり、どこが所管であるのかという点については、いま御指摘がございまして、やはり関係官庁集まって十分それぞれの担当分野を決めて、そして努力をしなければならぬというところを痛感いたしました。国家公務員の災害補償関係であります。これは人事院というところになります。一般の労災になりますと労働省と、こういうようなことになるわけでございます。

が、同時に林野庁が国有林野につきましての職員を抱えているわけでございます。したがって、ひとつこの際、関係官庁、この機会に、この決議というものの趣旨を今後どのように計画的に生かしていくか、実施していくかということについて協議をいたしますことをお約束いたします。

○山田昭範君 せひとも、こういう問題については、現実とその病気にかかっていらっしやる方は

非常に苦悩を覚えていらっしやるであろうと思えます。少なくとも私たちはこういう問題については真剣に取り組んでいかなければいけないと思えます。よろしくお願いたします。次に、第二点目といたしまして、身障者の問題について質問をしたいと思っております。

今回の法案の中でも、身障者のいろいろな処遇の問題や、それぞれ法案の中に出てまいります。実はこの身体障害者の雇用対策という問題であります。これは今回の国会で、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、非常に長い名前でございますが、この法律が、実は参議院先議でございまして、五月の十四日に参議院を通過いたしました。現在衆議院の方に送られております。

そこで私は、この身体障害者の雇用という問題について、従来から質問主意書を出したり、たびたびこの委員会等でも取り上げてやっています。おりましたが、実は、きょうも労働省に局長が大臣に出てもらいたいというのをずいぶん私言ったんですけれども、どうしても大臣や局長は出れないというところで、やむを得ず担当の課長さんに御出席をいただいております。私は、この法案が今度の国会で審議され、そして通過したとしても、それでわれわれの従来からの主張が完全に、実現しつづくとはいえないが、実際問題として、法案ができたから対策はすべて成れりということにはならないと思っております。そういうような意味で、まず労働省にお伺いをいたしますが、労働省は昨年の暮れに、新聞でも発表になりましたが、十二月二十六日付の新聞で、身体障害者をもうちょっと雇ってもらいたいということ、身体障害者の雇用について非協力的な事業所を公表いたしました。これは、要するに、前々から問題になっておったことでございまして、当然罰則規定もございませぬので公表に踏み切ったと私たちが聞いておるわけですが、その後、公表した結果、一体どういふことになったのか。要するに、

実際問題、公表をした関係で実際に雇用というも

非常に苦悩を覚えていらっしやるであろうと思えます。少なくとも私たちはこういう問題については真剣に取り組んでいかなければいけないと思えます。よろしくお願いたします。次に、第二点目といたしまして、身障者の問題について質問をしたいと思っております。

非常に苦悩を覚えていらっしやるであろうと思えます。少なくとも私たちはこういう問題については真剣に取り組んでいかなければいけないと思えます。よろしくお願いたします。次に、第二点目といたしまして、身障者の問題について質問をしたいと思っております。

非常に苦悩を覚えていらっしやるであろうと思えます。少なくとも私たちはこういう問題については真剣に取り組んでいかなければいけないと思えます。よろしくお願いたします。次に、第二点目といたしまして、身障者の問題について質問をしたいと思っております。

のが促進されつつあるのか、あるいはその公表された会社というのは公表されて一体どういふふうな被害をこうむり、かつ今後身体障害者の皆さんを雇用することについて理解を示しつつあるのかどうか。それから、さらには、こういうふうな非協力的な事業所は今後定期的に公表する意思があるのか。この三点を合わせて御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(望月三郎君) お尋ねの件でございますが、先生おっしゃいましたように、昨年の十二月二十五日に、全国的に見て非常に身体障害者雇用について消極的な企業ということで、百十五企業を公表したわけでございます。それで、この公表の効果を考えなきやならぬわけでございますが、第一には、私も、この公表に当たりましては、昨年の春以来、暮れに向かって公表をするということでも強い行政指導をやったわけでござい

ますが、その結果、発表時点におきましてはある程度の努力が上がったということが一つでございます。それから、発表をした後の百十五企業の傾向でございますが、これにつきましては、全体的に見ますと相当努力の跡が見えまして、相当具体的な相談を安定所の窓口を持ち込むというふうなケース、それから求人について安定所に求人を申し込む、あるいはみずから努力して雇用率達成に近づくとような、全般的に見ますと、いい傾向に走っております。ただ、一部にはまだなかなか問題がある企業もございまして、これらにつきましては、鋭意私どもとしては強力な行政指導をさらに続けていきたいというふうに考えております。

今後、公表制度につきましては、今回提案いたしております改正法案の中で法的な制度として取り入れまして、それに基づきまして公表を行っていくということを考えていきたい、こう思っております。

○中山昭範君 強力な行政指導といひましても、皆さん方のやり方というのは、ただ雇用率を上げよ、率が悪いから公表するぞ、こんなことを言っ

たつて私はどうしようもない、こう思っているんですよ、実際は。私は一番大事な問題として、きょうはこれから全部で四言いますが、まず第一に、これは雇う側の会社が身体障害者をどの程度理解しているかということが大事な問題だと私は思っています。こゝろ辺のところについて一体どういふような指導をしているのか。ただ、率だけ発表するといふんじやどうしようもない。これはやっぱり第一の問題だと私思っています。幾ら身体障害者を雇っても、身体障害者に対する理解がなければすぐやめてしまふ、どうしようもないと私は思っています。

それから二番目に、労働省は身体障害者がいゆる働きやすい職場あるいは働きやすい雰囲気、それをつくるために一体どういふ実効ある計画、試案、そういうようなものを持っているのか、具体的に労働者が働きやすい職場をつくるためには一体どうしたらいいのか、そこら辺のことについては具体的に労働省は何か考えているのか。

第三番目には、身体障害者がいゆる働ける職場、働ける職種、これは相当開発しないと出てこないと思ひますが、こういう点については労働省は一体どういふ計画を持ち、あなたさきから強力な行政指導とおっしゃいましたが、どういふ強力な行政指導をやっているのか。強力な行政指導なんて言つたつて中身がわからない、中身の中身がはつきりしないと私はいけないと思ひます。

それから第四番目には、身体障害者といひましても、私実情をいふん調べました。いろいろあるんですよ、身体障害者にも。まあこんなことを言つちや悪いですけども、本当に昔の変な言葉で言つちやピンからキリまである。一番大事な問題は、本当に困つて重症者のために労働省は一体どういふことを考えているのか。前の私は内閣委員会でもこの問題についてはいふん議論しましたが、きょうはもう一つ質問したいことがござい

ますのでこれ以上言いませんが、これはやはり、本当に身体障害者は、仕事はのろくても何であつても、とにかく働ける職場をつくるというところが大事なことで、私は思っています。普通の人は五時間も六時間もかかる。五時間も六時間もかかってもその人には仕事をしたいだいて、それ相応の給与を上げる、こういうのが大事だと思ひます。そうしますと、その人を雇う事業者というのはやっぱり商売であり、かつあれですから、その人に対する補償といふのはしなさいけないと思ひます。そういうふうな、いわゆる賃金の補償とか、こういうふうな問題についても研究をする必要がある。こういうふうな問題を、これはただ単に労働省だけの問題じゃないと思ひます。けれども、これは、私言いました四つの問題といふのは、ただ単に労働省だけの問題じゃなくて、文部省も総理府もいろいろなところが関係をして、いろいろな立場からいゆる行政指導をやらんとしないと解決しないと私は思ひます。こういう点については一体どうお考えなのか、具体的に答弁を願ひたい。

○説明員(望月三郎君) 最初の事業主の理解の点でございますが、先生おっしゃる通りに、まさに法律で強制して実現するものではございませんで、やはり雇用関係という場でございますので、受け入れる事業主の理解というのが一番第一に必要でございます。そういう意味で、私も従来行政に当たりましたが、たとえば雇用率の悪いところ、たとえばホテルとか、それからサービス業関係、それから金融機関とかあるいは運輸関係の企業といふような、やはり客に接するような仕事のところ、これらに對しまして、そうでなくて、やはり工夫すれば相当使えるということを指導いたしまして、逐次改善を見ていくということでございます。それに、それに、安定所の窓口におきまして専門的な指導員を配置いたしまして、事業主の理解のための指導あるいは身障者の相談のための業務といふ形で鋭意努力をしております。

それから第二点でございますが、身障者が働きやすい職場の雰囲気をつくるということとはぜひ必要なこととございまして、私ども、今回の改正案におきましては、身障者を一定数以上雇っている企業につきましては、身障者生活相談員といふものを設置するよう義務づけております。そういう形で、身障者の適材適所の配置問題あるいはその悩み等についての相談に乗るといふような形で、身障者が健常者と溶け合うような雰囲気を作ります。

それから、職種の開発の問題でございますが、障害部位によって確かに非常にむずかしい問題がございまして、これからは、身障者をやはり社会参加といふ方向で雇用の場に参加していただくためには、やはり職種の開発ということが必要でございます。特に視覚障害とか、そういう脳性麻痺といふような障害につきましては、非常に現実には職場が狭いわけでございます。こういうところはさらに重点を置いて職種の開発ということをやつていきたいと思ひます。

それから最後に、重症者のための施策ということでございますが、障害者につきましては、軽度についてはほとんどこれは健常者と同じような雇用水準になつております。したがって、今後の課題はおっしゃる通りに、重度が一番問題だと思ひます。そういう意味で、重度に對しましては、私ども、たとえばモデル工場等を一つの型といたしまして、重度障害者を多数雇用している場合にはそこに対して低利長期な融資制度を導入するとか、あるいは税制面でこれにバックアップをするといふような方策、それから、今度の改正案におきましては、雇用率の計算に当たりまして、重度を雇用する場合には軽度を二人雇つたことに計算するといふような形で重度対策を具体的に推進していきたい、こう考えております。

○中山昭範君 私は、あなたの答弁を聞いておりまして、全く何にもしてないのと同じやうなことをしなさい感しました。たとえば、安定所の窓

口

口

口

口に身障者のためのいろんな就職とかそういうお世話をする専門の担当者置いて云々という話がございます。安定所幾つあるんですか、全国で。その全部の安定所にそういう担当者がいるの。それでそういう人たちが、特に身体障害者の人たちの就職という問題について、全国この安定所でも、相談に行けば速やかに相談に乗っていただけるわけですか、これはどうですか。

○説明員(望月三郎君) 安定所におきましては就職促進指導官がござります。この指導官が、主として身障者及び中高年齢者を対象にいたしまして相談業務を実施しておりますこととござりますので、安定所の数は全国で四百数十所ござりますが、そういうことで身障者と中高年につきましては最重要ということで現在やっておりますわけでございます。

○峯山昭範君 この四百数十所の窓口の担当者に対する指導、たとえば就職に対する要綱、こういうのはちゃんとできていますか。

○説明員(望月三郎君) その点につきましては、通牒等を流すとともに、全国の担当者会議等で指示をし、また一年間に二度長期の研修をやっております。

○峯山昭範君 それはあなた方が言う従来からの就職の指導官であって、身体障害者の専門の、いわゆる身体障害者の気持が本当にわかる指導官でないとうしろしよらないですよ、実際問題。あなた方が言う身体障害者の指導官というのは、それは本当に親身になって相談してくれる人じゃないと私は思うよ。もう少しやっぱり本格的に身体障害者のこういう相談に乗れる人たちというものは、私は本当に数少ないと思うのですよ、日本でも。そういうような意味では、あなた方の答弁を聞いてみると満足にやっているとみえなことを言っていますけれども、こんなもので満足じゃない。すべて、身体障害者と、その中高年齢者と、そういう人たちと兼任をしておりますし、こういう指導官の人たちがすべて専任でいるわけじゃないと私は思う。すべていろんな仕事と兼任をして

いる。それが実情でしょう。そうなってくると、実際問題、私は実際にそういう身障者が相談に行つて相談に乗れる実情じゃないと私は判断してまいりますよ。

きょうはこれをそう厳しく、あなた課長さんですら、あなたに詰めたつてしようがありませんからこれ以上詰めませんけれども、こちら辺のところはやはりもう少しきちっとしていただかないといけない。本格的に労働省も取り組んでいただかなければいけない、こう私は思っています。

さらに、今回の法律ができるに当たりましたの附帯決議があります。これは社労の委員会をつくつた附帯決議でございますが、この附帯決議のトツプに「身体障害者の雇用については、官公庁がすすんで雇入れに努力するとともに、民間企業への行政指導を強化すること」、この民間企業の方はいまいろいろお伺いをしましたが、特に悪いところは公表したと。官庁の方は一体どうなつていきますか。

○説明員(望月三郎君) 官公庁におきます身障者の雇用状況でございますが、この点につきましては私も昨年十月現在で調べたわけでございますが、その雇用の状況につきましては、身体障害者約一万一千名の者が雇用されておりました、数字といたしましては、一・七%の雇用率が適用されます非現業機関では全体で一・八九%ということとでございます。それから、一・六%の雇用率が適用されます現業機関では一・七三%の割合となっております。全体としてはいづれも雇用率を達成しているという状況でございます。

○峯山昭範君 雇用率、達成してない役所はどこでございますか。

○説明員(望月三郎君) 昨年十月現在以降、今年の三月末の状況を入れまして見ますと、五機関が雇用率未達成になっておりました、内閣法制局、それから沖繩開発庁、公安調査庁、自治省、消防庁の五機関でございます。

○峯山昭範君 あなた方、外部のいわゆる民間の機関に対しては、非常にワーストテンとか、ある

いは百十五事業所を公表するとか、こういうことをやっているわけですか。こういうふうな問題は、やはり官公庁、少なくとも政府機関が率先してその身障者を雇用する、法律に基づいた身障者を雇用する、そういう姿勢でいかないとどうしようもない。これは率先して私はやるべきだと思つておりますよ。この問題については昨年も当内閣委員会でやつたじゃないですか。それからそんなに前進してないじゃないですか。内閣委員会をやつたときは全部で十省庁ぐらゐりましたね。しかしながら、いま解決してないところを見てもみますと、解決したところというのはほんのわずかじゃないですか、この表から見ると。しかし、こういうような雇用状況、身体障害者の問題というのは、これは総務長官、私は課長にばかり物を言つてもしょうがありませんから総務長官に言います

が、これは非常に重要な問題で、こういうような問題は政府が率先して私はやるべきだと思つております。そして、しかも先ほど四点に分けて私は申し上げましたが、たとえば、身体障害者の雇用状況もそうです。それから雇用できるような職場を開発するということについてもそうです。これは、民間はやはり利益をどんどん追求して、政府機関では非常にやりにくい。けれども、政府機関というのは利益をどんどん追求しているわけじゃないわけですから、少なくとも政府機関の方がまだこれは採用しやすいわけですよ。それはその点はパーセントの上では差がついていましてね。それはそうですが、しかし、そういうふうな意味で、私先ほど三番目に申し上げました身体障害者が働ける職種あるいは職場の開拓という問題については、やはり政府なり総務府なり人事院なり、いろいろるところが真剣に考えるべきだと思つておられます。たとえば、先日も私はある養護学校に参りまして重障者の就職の問題について相談をいたしました。そして、その教官がこういう話を

するんですよ。名刺ですね。名刺を組むのに印刷工場で活字を拾って組むわけですね、普通の人だったら一枚の名刺を組むのに十分もあれば十分組めると言うんです。ところが重障者はその名刺を組むのに三日かかると言うんです。三日。しかし、三日かかっても組めるわけですよ。ですから、たとえば寸分を争うような仕事をしておるところはそういうことはできないかもしれないけれども、しかしながら、こういう職種はあつていよう身体障害者に頼んでもいいんじゃないかと、そういうふうなのは少なくとも政府関係機関でどんどん、たとえば日にちをとって注文を出すとか、そういうような具体的な対策を講じていかないとどうしようもないと私は考えているわけですよ。そういう意味で、身体障害者の雇用対策という問題について、きょうは幸いにして人事院総裁と総務長官がお見えになっておりますので、先ほどから課長の答弁を踏まえて御答弁をいただきたい。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど来御意見を承っておりますが、私も身体障害者、精神障害者の方の団体に關係をいたしておりますので、血の通つた施策が民間及び政府においてなされなければならぬという点を強く感じておるものというふうに思っています。民間に対するいろいろの施策につきましては、今回の雇用促進法の改正によりましていろいろの措置がとられますし、また、それに対しては、労働省を初めといたしまして政府挙げて協力をしていかなければならないと存じます。重障者の問題についても全く同感でございます。

ただ一つ、先ほど、政府関係機関の中で一・七%を超えていない機関の中に、私が所管をいたしております沖繩開発庁があるのでございます。これは率直に私からお認めをいたします。なぜこんな状況になっているのかということ、非常に督促をいたしているのをごいしますが、御承知のとおり、沖繩開発庁は各省庁からの公務員が集まってきたつております役所でございますために、身体障害者を雇用することが非常にむずかしいという状況が一つございます。あるいはまた、琉球政府の職員をそのまま現地で総合事務局に転職を

させたというより状況もございませぬ。そういうよりいろいろな事情があつてたゞいまのところ一・四余りということになっておりますが、私は、そういう事情があるにいたしましても、目標とするものを一日も早く達成しなければならぬということでは、督励をしておりますのでございませぬ。

以上、峯山委員の御指摘になりましたことは一々もつとごさいませぬ。政府が挙げてこれに取り組んでいくべく努力をいたしたいと存じます。

○政府委員(藤井貞夫君) 身体障害者の雇用促進というの、わが国における雇用政策の重要な一環であることは御指摘のとおりでございます。いま峯山委員から御指摘がございませぬが、私もやはりこの問題の解決を図りませぬためには、身体障害者雇用に対する基本的姿勢というものが大変大事な事柄であろうと思ひます。言われるからどうだ、法律ができたからどうだというような不承不承の態度では、なかなかこれは円滑にいかない筋合ひのものであるという点については、私は先生の御意見に全く賛成、同感でございます。特に公務の場においては率先垂範、まさしく率先垂範をやつていかなければならぬという筋合ひのものでございませぬ、一応形式的に言へば、採用率といひますか、その率については全般的には一応充足をいたしておりますけれども、しかし、それをもちつて満足すべきではない、さらにこれは進んで身体障害者の方々が、喜んでと申しますか、満足して働けるような職場の環境というの、周囲の雰囲気醸成していくことが大事だと思ひますので、いま総務長官もおっしゃいますように、ともども連携をとりながらこの方面の解決のためにはさらに努力を重ねたいと思ひます。

○峯山昭範君 それではもう一点、きょうは人事院総裁、総務長官おそいでございませぬので、もう一点だけ伺ひたいことがございませぬ。これは、私がかねがねから非常に納得しがたいこと

で、一遍機会があつたらお伺ひせにやいかぬとかねがねから思つてございませぬが、この政府関係の特殊法人、これは幾つございませぬか、ちよつと私勘定したことないんですが、これはどのくらいあるんですか、それで役員はどの程度いらつしやるんですか。

○説明員(角田達郎君) 特殊法人の数は現在のところ百十三法人でございます。それから、常勤の役員は昨年十二月末現在で八百二十五人という数字になっております。

○峯山昭範君 あなたは、政労協の皆さんが調査された天下り白書というの、これは読まれましたか。

○説明員(角田達郎君) 通読したことがございませぬ。

○峯山昭範君 参事官は、それで通読されてどう感じましたか。

○説明員(角田達郎君) 私が所掌しております仕事は、四十年五月の閣議口頭了解、それから、それに引き続き四十二年の二月の閣議口頭了解に基づきまして、公社、公団等特殊法人の役員を選考に当たりましては広く人材を選考するようにと、こういう趣旨の閣議了解がございませぬ。それに基づきまして、各省庁が、これは大体特殊法人の役員についての任命権なり認可権なり、本来持っているわけでございませぬが、その閣議口頭了解の趣旨を徹底させるために、役員を選考に当たりましては事前に官房長官に協議すると、こういうような一つの運営のやり方をやつておるわけでございませぬ。で、それに基づきまして、一応各省庁が特殊法人の役員を選考いたします際に、私のところに必要な書類を持ってまいりまして、私から官房副長官、官房長官に上げて審査すると、こういうような事務をやつておるわけでございませぬ。したがうして、私どももいたしましてはできるだけ閣議口頭了解、ただいま申し上げました

から役員に御就任していただくようにということ、各省庁にお願ひしておる、こういうようなわけ

でございませぬ。

○峯山昭範君 参事官、そういうわずかしい答弁しないでね、一読したといひおつしやつたから、通読したとおつしやつたんだからね、その通読した感想を聞いたわけですよ。えらいわずかしい感想すな、それはいかぬわ。きょうは本当は内閣官房長官にここに出席してもらいたいわけですよ。あなたは官房長官のかわりに来たわけだ、きょうは。えらいわけですよ、きょうは。ですからね、ちゃんと答弁してもらいたいんですよ。

それで、あなたはいま法人が百十三法人、そして政府関係の役員が八百二十五人とおつしやいませぬ。あなたが通読されたこの政労協の調査報告によりまして、四百三十三人から回答があつた。そして、その中で天下りしている人が三百五十人。要するに、私は、一つは天下りというものに対する弊害というの、これは非常に問題なんです。私は天下りが全部いかぬと言つておるわけじゃない。広く人材を求めるといふ意味からは必要

な点もあるでしょう。この天下りが、少なくとも政労協の皆さんが調査した範囲内で申し上げますと、いわゆる回答があつた法人、この人数の八〇%以上の人が天下りである。これはやっぱり、私はこの調査報告を読みますと本当にひどいなあと思ふんです。しかも、この水資源開発公団を初め全部で三十六の政府関係機関が、役員は全部ですよ、一人残らず天下りで占めておるとい

うわけですね。あなたも将来天下りするかも知れませんからね、これは非常にむずかしいあなた答弁かも知れませんが、これは非常に問題だと私は思ふんです。こういうことをやつておると、今度のロッキードの事件にございませぬけれども非常に重大な問題になつてくる。こういう点についてはあなたの方どういふふうな認識を持っていらつしやるのか、もう一遍お伺ひしてお

く。

○説明員(角田達郎君) ただいま峯山先生がおつしやいませぬ政労協の調査、これは私が先ほど申し上げました百十三法人の一部分だと思ひます。

それからも一つは、たしか特殊法人だけではなくて公益法人その他も入つておつての数字だと思ひます。で、私が先ほど申し上げました百十三法人の常勤役員八百二十五人のうち国家公務員の経験のある者、これはやはり昨年の末現在で詳細に調査したわけでございますが、五百四人でございます。パーセンテージにいたしますと六一%でございます。ただ、それにいたしましても、先生おつしやいませぬように、まだやはり役人の率が高いようなあれもございませぬ、私どももいたしましても、上司とも相談して、なお一層各省庁で役員を選考する場合に広く人材を求めるといふような点を徹底するようにやつてまいりたいと、かように思つております。

○峯山昭範君 これは毎年、この天下りがだんだんふえて、民間とか一般からの採用というのは非常に減つていませぬ、最近の傾向として。これは非常に私はいかぬと思ふんです。あなたが何ぼ強弁したとしても、多少いかぬといふことをちよつとだけ言ひましたけれども、これはやはり、その政労協の調査は八〇%ですけれども、あなたの答弁でも六〇%以上、八百二十五人中五百四人は天下りだといひわけですから、それはひどいものです。私はまだこんなのがけしからぬと言つておるんじやないんです、私はまだね。こんなのけしからぬと言つてない。私けしからぬといひのは、これから言うことがけしからぬと私は言つておるわけです。これは、こういうふうな天下つた役人がですよ、そのもつち退職金は一体どうなるんですか、これ。これはあなたの担当じゃございませぬ、大蔵省ですね。これは内閣官房の方、あなた方は人を選ぶ、人があるいは集めたりいろいろする方もしませんが、そういう人たちがもつち退職金というの、一体これはどうなつておるんですか。こういう政労協の皆さんが発表しているこれは事実なんです、これは。大蔵省の課長さん、政労協の発表のこれは事実合つてい

るんですか、これ。○説明員(吉居時哉君) 政府関係特殊法人の役員

の退職金は、各法人の退職金の支給規程に基づきまして支払われているものでございまして、現在のところ、在職期間一月当たり百分の四十五という率でもって支払って出ているわけでございませぬ。具体的な数字につきましてはそれぞれの方のキャリアによって変わってくると思ひますが、基準はこのようになっております。

○**山田昭範君** 大体この百分の四十五というの、ひど過ぎる。いや、あなた、私の答弁に答へなかつたですね、いま、政労協の皆さんがここに退職金を計算して、試算して出しております。これは合っていますか、これ。

○**説明員(吉居時哉君)** 私、その具体的な数字、ちよつといま持っておりますのでよくわかりませぬけれども、もし、いま申し上げましたように、在職期間一月当たり百分の四十五というところでもって計算しておれば、そのとおりだと思ひます。

○**山田昭範君** あなたね、担当の課長、局長だと偉いからちよつと見落とすこともあるかもしれませぬが、あなた専門の課長じゃないですか。こんな出たら一番先にあなたのところへ行くんじゃないですか、第一。行かなくても探して持つてくるんじゃないですか。そうでしょう。それがちやんとチェックしてないというのが出たら、どこが合っていないと違つていて、あなた実際は真っ黒になるくらいチェックしているんでしょ、このところが違ひますよとか言うてね。いつも内閣委員会でもやりやないですか。これはこの報告によりまして余りひど過ぎる。もしこの退職手当の規程がそのままではまづ、その規程に基づいて退職金が支払われているものならその規程は改めてもらいたい、一遍大蔵大臣こへ来てもらって改めてもらいたい、そういう規程は、なぜかといひますと、これはもう余りにもひど過ぎます。

これは幾つかの例がございしますが、元経済企画庁の総合開発局長さん、この人は開発局長さんをやめるときには——これは私が言っていることが違つていたら違つていふと申すてくださる、私はこの資料が合つていふかどうかは確認してないんですからね。この局長さんは、やめられるときには自分の公務員としての退職金はちゃんともらつていられるわけですか。そして日本道路公団の理事に昭和三十四年の十月に就任されて四十一年の四月にやめられておる。そしてやめられるに当たつて、その間六年七月月勤められて一千七十八万円の退職金をもらわれた。そして今度は、四十一年の五月に副総裁になつて、四十三年三月、一年十一月月勤められて四百三十四万円退職金ももらつた。その後、住宅公団の総裁になられて、四十三年四月から現在まで住宅公団の総裁。そうすると、現在まだ現職です。退職金はもらつておりませぬが、試算をいたしますと四千四百八十八万円の退職金になる。それを全部合計すると、さきに公務員としてもらつた退職金を別にして五千六百六十万円の退職金になるというのですよ。これ合つていふのですか、こんなよけい退職金ももらふのかおられますか、本当に。これは合つていふのですか、この計算は。

○**説明員(吉居時哉君)** ちよつと申すて計算できませんので、いづれ計算しまして合つていふかどうか御報告いたしますけれども、規程どおり計算すればそういうことになるのかと思ひます。

○**山田昭範君** これは総務長官ね、やつぱりひどいと私は思ふんです。これだけじゃない。いっぱいあるのです。もうこういうふうなあれ見ても、もう本当にひど過ぎます。一々、しかも、一般の公務員の皆さんも退職金計算されますが、一般の人は年です、単位が年。人事院総裁、そういうじゃないですか、一般職の公務員の皆さんが退職されるときの計算は、これは月ばかり捨てられるでしよう。そうじゃないですか、違ふんですか、どうですか。

○**政府委員(藤井貞夫君)** 御指摘のように年単位でございませぬ。

○**山田昭範君** これは人事院総裁がおっしゃるよ

うに、一般の公務員の皆さんは一月月勤めたとか十一月月勤めると切捨されて、年単位で計算されるわけでしょう。こういう方は月単位です、これはね。ちよつとやつぱりおかしいじゃないですか。それだけじゃありませんよ、これはこういうふうな問題については私はもう少し政府としても——百分の四十五というの私はちよつとやつぱりどうかと思ふ。しかも、十一月月勤めという一般の人たちは切捨されて、こういう特殊な人たちが加算されるというのもおかしい。こういうのはもう少し一般の人たちが納得できるような退職金の制度にしていかなきゃいけないと思ふんですが、これはどうなんですか。

○**国務大臣(植木光教君)** 特殊法人の役員につきましては、広く人材を確保すべきであるというのことは私も全く同感でございます。まあ専門家であることを要求せられたりいたしますために、どうしても役人歴を持つた者が必要であるというふうなこともございませぬ。あるいは、民間から人材を登用いたしますと、給与が非常に低くなるというふうなことでなかなか人が得られないというふうな事情もあると聞いております。しかしながら、仰せのように広く人材を登用すべきであるということについてはさらに努力をしてみたいと思ひます。

ただいまの退職金の問題でございますが、かつては百分の六十五であつたというふうに私は伺つております。四十五年から改正になりまして百分の四十五になつたということでございますが、これが果たして国民の理解の得られる退職金であるかどうかという点については私も問題があると思ひます。この点については協議をさせていただきたいと思ひます。

○**山田昭範君** 総務長官が官房長官、大蔵大臣と協議をされると、こうおっしゃつていますから、そうおっしゃつていただければもうこれ以上言うことはないんですけれども、これはやはり私はひど過ぎると思ふんです。確かに百分の六十五から百

分の四十五には変わりましたが、この計算の基本的な考え方がやつぱり違つておる。たとえば一般の高卒、大卒の皆さんが一つの公団ですと二十年間勤務をした、こうしますと、幾ら高くなつても一千万円の退職金ももう一人もいらないわけですよ。こういう高級公務員、いわゆる天下りしている人たちは、そういう人たちの退職金とは別に——退職金もらつていられるわけですよ、一たん。一たんもらつていられる上にさらにいま五千万円とか六千万円とかという退職金を上積みされてもらつていられるわけですから、どうもこれは納得できる問題じゃないと私は思ふんです、人材を求めるとは言ひながら、人材を求め、それは確かに人材は必要です、私必要でないとは言ひませぬ。しかし現実には、これはこういう事実があつたのかどうか私確認はしてございませぬが、非常に大変なことをいっぱい書いてあるわけですよ。天下りの公害という問題で、現実にはこの天下りのためにそういう役員の人たちがまともに仕事をしないというんです。人が必要だから仕事をさせるのがあたりまえなんですけれども、実際はみんな腰かけ程度に半年とか一年とか、五年も勤めるなんというのには本当に少ないわけですよ。本当に腰かけ程度にちよつと座つていられるだけで退職金だけがたつぱり持つていくと、こんなんじやとんでもないと私は思ふんです。大臣がおっしゃる通りに、まともに仕事をさせてちゃんとするんならそれだけの値打ちもありましよう。ところが、実際はそうじゃないというのが現実に出ているわけですね。いわゆる自分の家元の顔色ばかり見ているとか、さらには、現実に具体的に名前も出ておりますが、ある役員は公私混同がはなはだしい。そういう役員は現実にゴルフに行くのに車を借りたり、大阪から東京の実家へ帰るのに出張の名目で全部帰る、現実にそういうことがうたわれていふ。だから、こういう点を考えてみると、確かに私は、天下りが全部いかぬのじゃないんですけれども、そういう天下りの中にも非常に問題がある。これはやはり、これだけの退職金、これは国民の血税ですから、そ

ういふ点から考えたら、いま総務長官がおつしや
つたように、せひとも官房長官並びに大蔵大臣と
御相談の上、結論をある程度出していただきたい
と私は思います。

さらにもう一点、これは総務長官は恩給を担当
しておられるわけですが、高級公務員が公社、公
団に天下つた場合、これはもちろん一定の金額以
下、五百七十五万円以下ならば恩給も出るわけ
です。さらに、現在の人は恩給じゃなくて共済組
合ということになっておりますが、この恩給と共
済組合で直接はつながりませんが、共済組合に
入る人も、こういう人たちが、何といいますが、共
済年金になりますと原則は保険ですから、今度は所
得の多寡にかかわらず支給されるということにな
るでしょう。そうしますと、この天下りの職員と
いうのは、在職中に非常に高給をもらって、それ
で高級公務員に在職中にまたさらに共済年金をま
らう、そしてさらにまた、退職するときは多額
の退職金をもらう、こういうようなことがあり得
るんじゃないか。あるかどうかわかりませんが、
いまのところ、共済年金の制度もそう長くなつて
いませんからあるかどうかわかりませんが、こう
いうような問題もいろいろ出てくるんじゃない
か。私はこういう点から、こういうふうな高級公
務員のいわゆる退職手当というものは、あるいはこ
ういう法律自身があるのならば、その法律自身の
見直しというものを考えていただきたいと考えま
すし、あるいはこういうふうな細かい問題につ
いてもせひとも検討をいただきたい。

以上の問題について総務長官の答弁を求めま
す。

○国務大臣(植木光教君) 御指摘になりましたこ
とにつきましても、いま、たとえば恩給あるいは
共済年金の点については実態をつまびらかにいた
しておりませんので、調査をさせていただきます
と存じます。

先ほど来お話を聞いておりますと、天下りとい
うよりも天上がりのような感じの人々が多数ある
というごときでございます、こういう方々につ
いての国民の、先ほど申し上げましたような理解が
得られないような執務の状況でありました。あ
るいは在職時の補償でありました。というよう
な点については、十分われわれとしては実態をよ
く把握いたしました、是正すべきものは是正をし
ていかなければならないと存じます。

○河田賢治君 きよは、災害補償の法案の内容
というよりも、この前社会党の委員からお話が
ありましたが、主として、いま問題になってお
ります統計局の頸肩腕症候群症状の方々の問題につ
いて、さらに聞きたいと思つておる。

まず第一に、御承知のとおり、最近このよう
な病状というもの、だんだんと多くの人に普及
して、何といいますが、その病状にかかつてきてお
る。単にキーをたたくだけでなく、あるいはタイ
プをたたくだけでなく、そうでない人にもいま起
こつてきておられます。これはまあ言うまでもな
く、今日の機械装置、だんだん自動化されると
か、電子機器をもつて、いわばこれまでも人間が機
械を使つておつたのが機械で人間が使われる。そ
して、それによつて作業やいろいろな仕事の内
容というものが制約されて、いわば機械の一部に
なつてしまつておる。そうしてこれが同時に病状
をだんだんと多発しておる、こういう傾向がある
わけですね。したがつて、これに備えて、災害補
償やあるいは健康保険などについて当局は十分な
関心を持ち、また人事院もこういう問題に対して、
機械を入れたらどういふふうな影響が出るだろ
うかという点もある程度予測しなくちゃならぬ
し、あるいは先進的な地域でやつておれば、その
経験がどういふふうになつておるか調べるなけ
ればならぬと思つておる。それをまずやること
が私には大事だと思つたんですが、特に今日まで、四十四
年から七年を要してまだこの問題に対する解決
がない。内閣はこの間度かまりましたか。総理
大臣だけでも三度かかつておるでしょう。このう
ち内閣がかかつておるときもありません。恐らく長
官にして、あるいは局長などもほとんどこの時
代にはこの問題を手がけちゃいなかつたと思つて

です。そうすると、こういう問題を自分では解
決せぬでも後の人がやつてくれるだろうとい
つて、悪く言えば後任者に問題を譲つてしま
うということもあり得るわけですね。あなた方はそ
うではないと私は思つておる。しかし、事実、
問題が解決されなければそう私たちがいわゆる邪
推をせざるを得ないのです。

そこで、今日これは国家公務員だけでなく、一
般の日本の産業については労働省の基準局がこの
問題を主としてやつておられますから、現在こうい
う問題の認定についての民間との比較をまず私は
聞きたいと思つておる。私自身は、この内閣委員
会でこういう問題を取り上げるのは初めてでして
余り詳しくありません。そこで労働省の方にお聞
きしますが、労働省では、大体この通達五九号
「キーパンチャー等上肢作業にもとづく疾病の業
務上外の認定基準について」というのを運用され
て、キーパンチャーはもとより、電話の交換手、
銀行の伝票記入者、あるいは金銭登録機の扱ひ等
等、いまそういうものにも認定されておるよう
であります。さらには料理屋の刺身をつくる職人
も認定されておるといふ実例があると聞きます
が、この辺を少し御説明を願いたいと思つてお
る。

○説明員(溝邊秀郎君) 労働省では、昭和五十年
の二月五日付で専門家会議で出していただいた意
見に基づきまして「キーパンチャー等上肢作業に
もとづく疾病の業務上外の認定基準」というもの
を策定いたしました。この基準によりまして、現
在はいわゆる頸肩腕症候群の認定を行つておると
ころでございますが、現在までの認定状況につき
ましては、全国の数字としてまとめたものが最近
の数字はございませんが、四十六年以降年次を追
つて申し上げます、昭和四十六年度に百六十二
人、四十七年度二百七十七人、四十八年三百人、四
十九年三百二十四人をいまままで認定したわけで
ございます。

「委員長退席、理事中村太郎君着席」
これらの中の職種についてその主なものを拾つて

みますと、キーパンチャー、会計機操作員、電話
交換手、ベルトコンベアによる製品検査員等がそ
の主なものでございますが、先生御指摘のよう
に、最近では事務員等にもこの頸肩腕症候群が発
症しているという例がございます。

○河田賢治君 それでは人事院に聞きますが、こ
れと大体同じような通達が、御承知のように、昭
和五十年ですか、十月に出しております。大体い
ま基準局から聞かれたように、内容にもいろいろ
幅がありまして、ずいぶん広がつておるわけ
ですね。人事院の方ではこの通達で大体これを運用し
てキーパンチャー以外にどの程度の人々をいま認
定されておるか、これをひとつお聞かせ願いた
い。

○政府委員(中村博君) いま労働省から御説明が
ありました線に沿つて国家公務員の場合を申し上げ
ますと、ただいままでに頸肩腕症候群として認
定されておりますのは百九十九名でございます。
その職種について見ますと、キーパンチャーが百
五名で、これは五三%、過半数でございます。
タイプスト三十名、一五%、電話交換手七名、四
%、一般事務、加算機、これが四名、二%、窓口
の会計機が六名、三%というふうなぐあいに相
なつております。

○河田賢治君 労働省にお聞きしますが、認定が
非常に職種によつてはむずかしい場合がある。こ
ういふ場合に、申請人の希望で本人の主治医によ
る職場診断あるいは検案を拒否する理由はないと
考えますが、いかがですか。

○説明員(溝邊秀郎君) 頸肩腕症候群等職業性疾
病の認定に当たりましては、当該被災罹患者が
主治医の意見書をつけて提出してくる場合、あ
るいは主治医の意見書等をつけて提出してこ
ない場合等区々でございます。主治医の意見書等添
付して出してまいりました場合に、先ほど申し上
げました本通達に該当することが明らかでない
については、それらの意見に基づいて認定をして
いるものがございます。また、その意見書のみによ
つては判断しがたいという場合については、専

断しては判断しがたいという場合については、専

門医の意見を求めるというような措置を講じながら業務上外の認定をしているところでございます。いま

○河田賢治君 大分こういう点でも、国家公務員
のときはずいぶんこれまでの経過の中でも問題が
あるわけですね。先ほどどなたか言っていました
けれども、たとえば慶応病院の医者の診断がなけ
ればだめだとか、そういうふうな官庁の方で勝手
に病院を指定する、それでなければだめだとか、
こういうふうな、非常に国家公務員のとときは、病
院の指定、主治医の問題などについても基準局の
あり方とは非常に違っているのです。

そこで問題に移りますが、民間企業の場合は認
定権は使用者たる会社側にあるのではなくて、労
働基準監督署長にあるわけですね。公務員の場合
は、先ほど話が出ましたが、任命権者である実施
機関に一義的な認定は任されておる。これは保険
者、被保険者の関係によるものであります。こ
の公務員の場合の直接使用者が認定権を持つゆえ
において、人事院の果たすべき責務は非常に大き
いと考えます。何といつても災害補償法の全責任
は人事院が持つことにはこの法律に明らかになら
なくてはならないわけですね。この点はいかがで
すか。
○政府委員(中村博君) 補償法の規定してござい
ますのは、いま河田先生がおっしゃったとおりで
ございます。

○河田賢治君 そうすると、先ほど話がちよつと
ありましたけれども、この災害補償法の第一条の
「迅速かつ公正」という問題は、先ほども社会党
の委員から出ました。しかし、この第二条の
「完全な実施の責」にある人事院が、この七年
間、確かに総理府の方で二年間握りつづけてお
た、それから人事院の方へ出ていった、それから
人事院で調べたけれども、これもしばらくおいて
これを突き返されて、それで、いま総理府の方
は、いわゆる現場のいろんなそういう若干の問題
をいま調べたりなんかしておられるのですけれど
も、しかし、責任のあるという点から言えれば、
やはり人事院がこの問題に対して一番大きな責任

を持たなければならぬと私は思うわけです。この
点はどうでしょう。

○政府委員(中村博君) 確かに補償法二条に書い
てございますように、人事院はこの補償の完全な
実施の責めに任じておられますが、具体的な災害に
ついて、これを公務上とするかどうかの認定権
は、実施機関が、先ほども御説明申し上げました
とおり一番よく知っておられるのでございませ
ん。法の構造もそのように相なっておるのでござ
います。確かに、いまお話しした事業につきまして
は、長年経過いたしてございまして、その間の経
緯については先生が一番よく御存じでございます
。私どもとしては、両者相協力して一刻も
早い医学的な見解が表明され確定されて、そして
上外の認定が迅速に行われることを期待してお
るわけでございますが、さように相まいるない事態
もあつたのでございまして、人事院としましては、
やはり御協議を受けました後に、直ちに健康専門
委員にこれを御相談申し上げて必要な調査をして
いただく。全く新しい仕事でございまして、そ
の上で公正に判断をしようというのを考えたわ
けでございますが、遺憾ながらさまざまの経緯が
あつてそれができない。そこで、そのような意思
表示がございましたので、統計局ともいろいろお
話し合いを重ねまして、独自の仕方、一方職員
団体の協力も得つつ、できるだけ早い機会にその
ような結論が得られるということ、せつかく統
計局努力中でございますので、その経緯を常に御
連絡受けながら見守っておつたことござい
ます。今回の場合には、これ以外の方法は私
なからうかと思つたのです。

○河田賢治君 人事院は、第二条にこの法律の実
施に關して、「この法律の完全な実施の責に任ず
る」ということが言われているのです。そうする
と、いわゆる実施機関でいろいろの関着があるで
しょう。あればそれをやはり解決の方向を示し
て、それを実施させるということが人事院の仕事
でしようが、ただ見守るだけでは、これは傍観者の態
度になつてしまふ。どこが悪いか、どこに行き過
ぎがあつたか、医者の信頼を得ないとか、そんな
医者はどういふふうにするか、こういうことが
公式に相談されなきやならぬのです。単に電話で
話したとかいふことをよく聞きましたけれども、
とにかくこういう問題はきちんとやりませんと、
いわゆる内輪の中の仲間のなれ合いで仕事をし
ていふことになる。少なくとも、人事院も一
つの組織を持った機関なんですから、対機関との
関係では、きちんとしたやり手続も踏み、内容
的にもその実行をきちんと追つていく、こういう
ことが私は必要だと思ふ。いつまでもこんなこと
を、六年間、あなただつて恐らくこの四十四年
は、いかなかったでしょう、そうでしょう。これ、前
任者がほうつて置いたんだと、この次は後の者に
回せというお気持ちになつたら大変なんです。あ
なたが、よしおれがやらなきやならぬというお気
持ちで仕事をされないと、いつまでもほつたら
かして、しかも一方はいわゆる症状があるので、
これはやはりだんだん重くなるのですよ。三カ月
で治つたものが半年かかるか、さらに一年もか
かるとか、そうすればやはり非常な大きな生活の
損失を受けるわけなんです。そして職場の中はい
つもがらがらがやしておる。これはやはり、人事
院が相当責任を持つて、とにかくこの法律に基づ
いて自分たちの責任を果たすというの気概が私
はなくてはならないと思つたのです。そうでなければ
人事院の値打ちありませんよ。この点についてひ
とつ。

○政府委員(中村博君) 私どもは、確かに私ども
のいままでやってまいりましたことが必ずしも完
全であるとは考へておりませぬ、いろいろ御指摘
があれば謙虚に承らうと存じております。しか
し、先ほど人事院が何らかの指示をせよといふ
うにおっしゃつたわけでございますけれども、事
は当局と職員団体との問題でございます。いた
ずらに支配介入することが果たして事態のよき解決
になり得るかどうか、この点はやはりお互いに人
格を持った相互の間の関係でございまして、や

はり相互でいろいろお話し合ひいただきつて、その
上でまとまるところにまとまる、あるいは御協力
が十全になされるというふうな事態になることが
望ましいこととございまして、いたずらなる介入
は事態をより紛糾させるものであるという認識に
立つておるわけでございます。

○河田賢治君 この問題はまた後で続けますが、
総理府に聞きますが、人事院規則の一〇一四の十
二条で義務づけられている健康安全管理規程とい
うものが作成してないものであります。この責
任は重大であると思ふんです。こういうことがな
ぜいままでできないのか。これは昭和四十八年三
月一日に発令されているわけですね。ほかの省で
は大体おやりになつておると聞いておりますが、
なぜこれが総理府ではできないんですか。健康の
安全管理することをきつておられるんですか。

○説明員(石川雅嗣君) 総理府といたしまして
は、従前からこの規程をつくりたいといふこと
でいろいろ考慮してまいつておるわけでございます
けれども、何分にも、一つは庁舎がかなり分散
いたしておりますし、それぞれのところでもまた抱
えている問題がいろいろ違つていふようなこと
もございまして、そこでやはりそういう問題をどう
いふふうにして統一して規程をつくるかといふ
ことについて従来から研究をしていたわけござ
います。私どもといたしましては、近く成案を得
て規程を実施いたしたい、このように考へてお
ります。

〔理事中村太郎君退席、委員長着席〕
○河田賢治君 これは四十八年でしょう。ほかの
省はおやりになつておるんだ。ほかの省だつて何
も一つの本省だけで建物があるわけじゃないん
です。かなりあちらこちらに散らばつておる
ところもあつたよ。しかし、そういうものを総合して
あなた方が健康のためにつくるというところは、こ
れは非常に急がなきやならぬでしょう。現に病人
がですね、しかも非常に今日の取り扱ひに對して
あなた方に不満を持つておられる方がふえてき
ておるんですよ。それはそれでほうつておきな

ら、全体の人の健康の安全とか管理、こういうものがそのままほうっておかれる。建物がどうだとか場所がどうだとかいう問題じゃないんですよ、これは。それはそれなりに法律というものは書けず、規則なんか。恐らく労働者に対する、この被使用者に対するあなたの方の立場というものがちつとも相手の人権を認めていないんだ。基本的な人権を認め、職場における環境をよくすることや労働作業なんかをできるだけよく、本人の災害にならぬような、そういう設備を考えたりしていくことはあなたの方の責任じゃないですか。それをいままでほうっておく、まだやってない。いまも話がありました。これに対するきちんとした答弁と、それから人事院、こういう問題がほうっておかれるということ、さっきも話があったあつて、認定問題はこれはまあ後やりますけれども、こういう問題ができていないことに対してあなたの方の一体どういう監督、仕事をしておられるんですか。三年もまだ出してこない、しかもほかの省は大体できています。何も総理府だからといって、長官もおられますけれども恐れることはないんであつて、どんな人事院としても総理府に申し出る必要があるんだ。これは同じ役所ですよ、仲間のことだ、ほうっておけというんじやだめです。ひとつその点、人事院はなぜこれをこのままにされておるのか、ひとつその責任を開きたいです。

○政府委員(中村博君) いま先生もおっしゃいましたように、確かに規則を改正いたしましたから健康安全規程というものをできるだけ早くつくっていただきたいということをあらゆる機会をつかまえてお願い申し上げ、また個別にいろいろなこともお聞きして接触を保ってきたのでございまして、大部分のものが大体そのような体制に相なったということでございます。

総理府の方におかれましては、これは各省ごにいろいろな御事情があらうと思ひますけれども、私どもとしては、いまこの御指摘を受けるまでもなく一刻も早くおつくりいただくことがベターであ

った、かように考えてございます。しかし、私どもの方で指示せよとおっしゃいまして、事はいろいろな与件があるのでございまして、慎重に考えになりつとも、なおまだ全般的にあるいは一部が割り切れないところがあつたというふうな事情もいろいろあるわけでございまして、それらの事情をできるだけ早く御検討くださつて、早急につくっていただきたいという願ひを持っております。

○説明員(石川雅嗣君) 先ほどの河田先生の御質問でございますけれども、私どもとしては、先ほど申しましたように現在検討いたしておりまして、ごく近いうちには成案を得て実施できるようにというふうな考えをしております。

なお、これまでは確かに規程はつくってございせんけれども、実質的にはこれにかわるものとしたしまして、各年度ごにいろいろな計画を定めまして職員健康管理あるいは安全管理に万全を期してまいつてきていますところでございます。

○河田賢治君 それでは、この法律がなくても、この規則をつくらぬでもやっているといるんですか。それでは、毎年規則どおりに、安全規則による規程をやらぬでも、規則の精神を体して毎年一回の健康診断をやっておられますか、それから、特別な業務に対して特別な診察をおやりになつておられますか、この点ひとつはつきりしてください。

○説明員(石川雅嗣君) 実施いたしております。

○河田賢治君 実施の結果はどうですか。

○説明員(石川雅嗣君) 結果は、これはそれぞれ個別の問題でございまして、たとえば健康診断の結果に基づきまして、医師の治療を要する等のいわゆる人事院の規則で定められておられます指導区分を受ける必要のある者については、その指導区分に従つた措置をとつてまいつております。

○河田賢治君 長官に聞きますが、あなたは三木内閣に入られて長官になられたわけですか。だから、ずっと古いことは聞きませんが、四十八年以降なんですか。四十八年にこういうものが出

て、あなたのごころでこれが規則ができていない、しかも健康問題ではすいぶん、総理府の特に統計局あたり等の問題では少し問題があるわけですね。そうすると、長官としてもこういうものができていないのは何とかやはり気づかなければならぬはずですか、何をやられているか知つてなければならぬのだから、長官だから。それがやられてないというのはいくらわけですか、ひとつ長官の責任ある答弁を求めます。

○国務大臣(植木光教君) 御指摘のとおり、現在まだ規程ができておらないことは遺憾のきわみでございます。この規程は速やかに作成するようにということをお申上りしてまいりまして、近く成案を得ることになっております。

なお、この規程に盛り込まれるべき健康管理、安全管理、これは健康診断等も含むわけでございまして、これはやっておりますし、避難訓練もやっております。私自身も健康診断を受けましたし、避難訓練を体験したことがございます。いざれにいたしまして、規程をつくりまして、いざに肝要なことでもございまして、近くでき上がりますので、(いつごろだ、近く近くで去年からだ)と呼ぶ者あり)

○河田賢治君 三年も五年もかかっちゃだめです。つくり上げます。

○国務大臣(植木光教君) 来月にはでき上がりです。

それから、各職場におきましては、厚生委員会でありまして、あるいは福祉委員会でありまして、とか、レクリエーション委員会というふうなものをつくりまして職員の方々の意見を十分くみ取つておりました、安全管理、健康管理に十分意を払つておるところであります。

○河田賢治君 総理府の方に聞きますが、こういう点でいろいろなおくれが出ておる。それからまた、人事院も、いろいろ災害の問題でも、民間のいろいろな決め方等見ても非常におくれが出ておるわけですね。そこで総理府に聞きますが、昨年の五月二十六日から六月三十日まで、いわゆ

る職場診断というものが行われましたですね。この問題についてすいぶんいろいろと職場の人々のこれに対する意見が出ておる。またあなた方もこれに対する考えを衆議院なんかで述べられておりますが、もう一度私自身としてお聞きしたいんですが、この職場診断というものは、いままでの経緯から見て、たとえば北山医師とか山本医師ですか、最初に診療してもらつたときに非常に不信を持たれておるわけですね。おまえらは体は大丈夫だと、多くの人が皆、ここが痛いとかここが痛いとか言つても全然そんなものは大したことないと言われている。だから、一斉にこういう病気にかけた人が医者に対して不信を持ったんですね。で、その次にまた診療問題が、健康診断ですか、そういうものが出たときにそれを拒否したという問題があります。まあ組合との関係もあつたでしょうが、とにかく、こういう昨年五月二十六日から六月三十日に行われたいわゆる職場診断、これはどういう意味を持ってこれをおやりになつたのか、そしてそれがいつごろの結果をあなたの方でまとめられて発表されるのか、この点をちよつとお聞きしたいと思います。

○政府委員(川村皓章君) 河田先生の御質問にお答えをいたしますが、その前に、先ほど規程の問題で総理府に御質問がございましたので、これと無関係ではございませんので、統計局の現状を最初に申し上げておきます。

確かに総理府本府としては、規程はいま整備中でございますけれども、実際に規程がなくても、従来から統計局は非常に多数の職員を擁して作業をしていく職場でございまして、職員団体の役員との間に厚生委員会というものをつくりまして、定期的な話し合いの中から、改善すべきものは改善するといふかっこうで進めてまいつております。したがつて、実際に、具体的にどういふ点をやつておるのかという点につきましては、たとえば健康診断につきましては、人事院規則で決められておる定期的な診断のほか、特別の診断項目を設けるとか、あるいは照度——明るさとか、湿

度とか、そういう職場環境の整備も実際に行つてまいってありますし、それから、いろいろ環境を改善するための装置、これは一々列挙すると非常に大変な数になります。たえば使っている器具の問題であるとか、あるいは背景に流す休憩時間の音楽の問題とか、あるいは職場の休憩時間の問題、その辺も非常に細かくやっておることを最初に申し添えさせていただきます。

それで、問題はいまの職場診断でございますけれども、すでに先生十分御存じのとおり、四十四年に申請がございまして、確かに四十五年にいまそのお医者さんの不信感を抱くようなというお話がちょっとございまして、これも、四十五年にむしろ非常に詳しい資料を実は得たというの、こういう原因のわからない新しいケースの問題として提起されたその当初におきましての事情でございまして、そのために、先ほど先生が名前を挙げられましたような方々によって、できるだけ詳細な資料を得て認定事務を速やかに進めたいというところが、その四十五年の事情でございまして、それがその後、いろいろ職員団体との話し合いの中において、なかなか御承知をいただけません。ですから、今日まで実は延びておりますと同時に、いろいろその手段につきましても、職員団体ができるだけ賛意を表し得るような状態で、その限りにおいてできるだけ資料を得て客観的に進めていくということが一つの方法だと思っております。その意味で、職場診断は、実は昨年私どもがこれを行いましたけれども、そのときの目的は、過去にずっとこの問題を進めるためにやっております中で、ある程度、申請された申請者の数も三十八名に達した現在、できるだけやはり職員の健康問題は速やかに進めなければいけないという立場に立つて、実際に現在申請をしている職員の方々の認定の参考の資料を得ようと、これは通常、労働負荷がどの程度かかっているかということ、をふだんの水準においてそれを把握したい、そのためにはたまたまその申請ができました作業が、たとえは四十年の国勢調査であるとか、その後の

家計調査の符号づけであるとか、そういう特定の事務がございまして、その事務を全く同様に再現することに努めまして、そのような参考資料を得るということが一つ。それからもう一つは、この作業は、将来も、国勢調査も家計調査もやはり統計としてやっていかなければならぬ仕事でございまして、将来の職員の健康管理並びに作業管理の指針を得たい、この二つの目的で行ったわけでございます。

○岩間正男君 関連。

同じことを統計局長はさつきも繰り返して、いまも繰り返して。私が三年ほど前に聞いたときも同じことを繰り返して。だから私は参考人を、これはやっぱり職員組合の方から呼ぶ必要があるんじゃないか。一方的に話を聞いていってそれだけで、いつでも話が一方的なんです。参考人を呼んで、そして要望を聞かぬと、なぜ一話話し合えないのか、どうなんですか、これは委員長取り上げて下さい。さつきからそう感じている。だから、一方的に言うのと、とかく申請があったので、それでやろうとしたら組合の方が断つた、こういうふうな言い方で、いかにも組合が悪い、そういうふうにししか聞かぬ。そうじゃないでしょう。その話し合いそのものが全く組合員の現実とマッチしてない。そこですれ違っているんですよ。そういうことじやまずいのだ。これは同じことを繰り返している、三年前から。

○政府委員(川村晴章君) たいだいま岩間委員の御質問の問題でございましてけれども、私どもこの問題は、職場でそれだけの災害が出たという問題の真実を確かめるためには、やはり私ども真実は一つだろと思うております。したがって、できるだけ詳細な資料を得てやりたいというのが当初からの念願でございましてけれども、やはり職員団体としては、たとえば予防措置を確保せよとか、あるいは組合の推薦の医師の方によって運べとか、そういう当時の事情もやはりあったように私は承っております。そこで、それらの事情でいわば認

定の作業が延びたということも事実でございまして、やはり認定作業というのは、そのためのやはり客観的な資料ができるだけ整備されて進んでいくのが私は正道であろうというふうに考えるものでございます。

○岩間正男君 問題をね、解決する方向じゃないですよ。問題は対立のままですつといた方がぐあいがいいんじゃないか聞かれません。だから、もつと親身になってこの問題をやらなければ、あなたの職場じゃないですか、この前からそう言っているわけなんです。だから、その点では両者の意見を十分に聞いて、問題がどこにあるのか、これは当委員会も責任があるのだから、きょうというわけにはいかないけれども、ぜひ明らかにしてもらいたい。長い間でしょう。七年でしょう。いつでも同じだ、答弁が。それで一遍、実際言いつけてから断つた、これじやまずい。委員長これは詰って下さい。きょうとは言いません。

○委員長(中山太郎君) いずれ明日の理事懇談会において御相談をいたします。

○河田賢治君 この北山医師ですか、東急病院の方らしいんですが、この方は専門医ですか、職業病に対する。

○政府委員(川村晴章君) 私どもは専門医と伺っております。

○河田賢治君 私も医者の内容はわかりませんが、私ども、個人で調べたわけじゃないんだから。最初に、昭和四十四年ですか、調べて、とにかくみんな障害にかかっているけれども、全部この人らは異常なしということで、突っ返されてるわけですよ。だからそういう点から不信が出ています。医者に対する不信というのは相当大きいんですよ。まあ医者と患者との間は、何といつても一つの信頼関係がなければ、どんなことでもよくは進みませんわ。精神的にもだんだん内向してくれば病気がますます悪化します。ですから、あなた方が、それはなるほど組合とのどういいうお話があったか知りませんが、私は組合の要求も聞きません

けれども、少なくとも、仕事を進める上ではやっぱり労働者の人々が信頼する医者と呼ぶとか、民間ばかりでこれはどうも危ないとなられた方お考えになるなら、それはまた専門医も入れて、公平な人も入れるとかして、少数の人をつくって職場で検診させるとか、そういうふうにしなさいと、ただ一方的にあなたの方だけで、しかも医者に対する不信を持っているという場合にはなかなか診断自体もうまくいかぬでしょう。しかも、この作業のときは、御承知のとおり約一カ月かかって作業されたけれども、このときは職場では、職場診断については口を出すな、タブーにされている。もしもこれについて話をしていた者は係長を通じて課長に報告しろとか、そういう通達、出たか出ないか知りませんが、そういうことが言われて、とにかくこの調査事項について非常な不安を持って。不信もまた持っているんですよ。あなた方が本当に職員の健康や安全、これを図るんだったら、何もこんなことを一々秘密にすることはないんであって、しかも、この選ばれた人というのは、何ですか、四十代、三十代、二十代と、まあいろいろ各年代から選ばれたらいいんですけど、いろいろ各年代から選ばれる人は健康な人ばかりである。だから選抜するときでも非常に偏っているわけですね。もちろん健康な人がどこまで仕事をやってどれだけの、何といいますが、どの程度の仕事にたえられるかと、こういうあれはあるでしょう。一般的にはそれはまたそういうこともあるでしょう。しかし、そうならそれで、非常に健康な人を選んで、健康な人々ではどこまで仕事の量にたえられるか、何時間の持ち時間にたえられるか、こういうことをはかる。多少体の弱い人、弱

いといつたって、あなた方は採用するときには健康診断して入れているわけでしょう、新しく採用するときには、体の非常に弱った人は恐らく採用してないと思うんですよ。しかし、職場の中で多少でも弱そうだとか欠勤が多いようだとか、そういう人はまたそういう人で区別して調べるとか、まあ私たちが考えても調べ方自体が余り合理的

でもないし、非常に秘密主義である。したがって、一般からも非常な非難されるような、そういうことになっているわけですね。だから、それは労働者の中にもいろいろ思想的にもありますよ、組合もあつちに分かれこつちに分かれていて、きまもりましよう。や、や、こしいこともあり、やりにくいこともあります。けれども、少なくとも官公庁の一つの総理府の中ですら。そのくらいのこととはまとめるだけの器量がなくちゃならぬ。そして、このことは全従業員に関する問題です。そう、労働組合だけとの交渉じゃないんです。こういう点で、このいわゆる調べ方に対しては秘密裏に行うとか、申請者は一切含まれてないとか、職場で行ってないとか、どこかほかへ行ってやるとか、同一の環境を再現できないとか、こういう不満も出ているわけですね。だから、このやり方自体にも私は非常な問題があると思うんです。専門家じゃありませんけれども、素人から考へてもそういうことが言えると思うんです。この点は専門家同士が集まってどういうふうな調査をするかというところは決めたんだから、頭のいい人はきつとりばな結果を出すと思ひますけれども、それはこちら、見ないことにはわかりません。けれども、少なくとも私たちが考へる範囲では、そこには合理性がないし、しかも当局者に対する不信をますます高めているんですね、この点はどうですか。

○政府委員(川村晴章君) ただいま先生の質問の中に、二つ分けてお考えを述べたいと率直に思ひます。

一つは、いま労働衛生の専門家のその北山さんの御発言というの、一番当初の四十五年時代の実は話でございました。

○河田賢治君 ええ、一番最初です。

○政府委員(川村晴章君) それから職場診断というの、それは五十年、昨年の春です。

○河田賢治君 それはわかつています。

○政府委員(川村晴章君) それで、その間に、実はその職員団体の御了解を得ようということ、

私どもでできるだけ話し合いとしては運んでまいった経過も率直に言つてございます。それで、実際に患者さんそれ自体がかつたことは、カルテが一番客観的には必要なんではございますけれども、これがどうもお出しただけじゃないというよりなことで従来経緯がまいましたものだから、せめて現在の統計局の作業水準は、このままいつても本来出ることないかという状態を調べざるを得ない。本当は、実は患者さんそれ自体に御協力をいただいてデータを出してもらえばこの認定の事務は早く進むんです。私ども十分そこは承知をいたしております。それも御協力をいただけないから、せめてそのほかのノーマルな状態、これ、いわば平熱ほどの程度あるかと、まあ表現としては適当じゃないかもしれません。その状態を現は調べたい。そうすると、過去の状態を再現するという問題がありまして、いまの作業が進行している中でそれがまた過去の作業をやるといううなことはできませんものだから、わざわざ場所まで同じ条件にし、先生御存じのように、たとえば四十年の国勢調査といつても、あのころはいまの統計局の庁舎は建てておりませんが、たとえば小さい部屋に分かれていたというふうな状態があるんで、そうなればできるだけその状態に近づける。当時の調査表を持ち出してそれと全く同じ状況をしてみてという意味では職員を選んだわけでございます。強いてその意味で申請者をはじいたなんていう性格のものでは決してございません。そういう意味で、せめて多少データをいただいたいということで、これで進めてまいつたというのがその実際でございます。

○河田賢治君 しかし、そういうことをあなた方が十分納得させられぬというの、あなた方に何かあるわけでしょう、信頼されてないって。だれだつて病人になつたか、早く治したいの一心です。そうすれば、こうやつたら問題が早くわかるか、これから以後こういう労働作業をやれば、こういうふうな改善すればかからぬようになるか、こういうことはお互いにそれは関心

持つてのことですから。しかし、そこにあなた方が、そういう人から拒否されたりされる問題ですね、どこか問題があるんじゃないですか。それは組合があなた方は無茶を言つていて、あるいは病気になる人が何か無茶を言つていて、で、この病気になる人自身は主治医のちやんと診断書を持つていて、意見書を持つていて、それで、それ出しているわけでしょう。それは全然参考にならぬとか、それは診断に値打ちしない、こういうふうにあなた方が思つておられるんですか、主治医のやつは。

○政府委員(川村晴章君) それは昨年の職場診断の際も、これは先生御存じかどうか知りませんが、私どもも数回は組合の方々に御説明を申し上げました。その際に、実際対象になります方は、いま申請をしていらっしゃる方々では実はなくて、普通の作業の患者でない方々を実は対象にいたしたものです。職員組合としても、いわば半分賛成、半分反対みたいな感じがござつた。その半分賛成という意味は、将来この職場からこういうものを出さないためにそういう検査をやるというのをはわかる、これはもう職員組合もそこまで話をしてくれました。ただし、それを認定の資料として、それが決り手になるようなことについては、これは反対、こはそういうふうな言つてきております。そのような状態でこの職場診断をやつたということも申し添えておきたいと思ひます。

○河田賢治君 これはこういうものは、つまりどの程度の労働作業か、こういう一定の限度を見るわけなんです。しかし、病気になるのは個人差があるわけでしょう。そうすると、個人個人についてやつぱり調べなければ本当の病気の重さとか病気の扱ひというのとはわからぬわけですね。だから、一般的にはあなたの方で、病人が出だしたのだから、四十八年、九年ごろいろいろなたく機械だとか、あるいは休むベッドをつくらたりなんかされてるわけですね。つまり、病人が出たから四十八年、九年ごろ、あなたの方ではそういう

何ですか、休憩時間を利用してそういうものを置かれたわけでしょう。それまでなかった。病人が出たからそういうことをされてるんです。そうなんです。それでさらに、今後この職場診断でどういうふうにしたらもう病人が出ないようになるか、また運動のどういう用具を置いて健康を保持するか、こういうこともお考えになるでしようけれども、こういう診断といふものはあくまでもこれからのつまり予防なんです。これは大いにやらなければならぬことなんです。特に作業がああいう機械化され、あるいは電子化されて非常に局部的なところしか筋肉は使ひませんから、だからそういう点では私は健康を促進する環境をよくしていく。これもあなた方の仕事なんです。そのことを私は是非難はしませんよ。しかし、それが一般の人に、やれこのことについては口を出さなとかんとか言つて指令をするような、こういう秘密主義があつては私はならぬと思ひます、これが一つ。

それから、まあ御承知のとおり、もういまこの問題についてはあれなんです。とにかく病気になる人はどうするかということが問題なんです。それと、病気になる人の状況をこれはよくつぶさに研究する、どういふときにどういふ事情で病気になるか、それから、その人の個人的な体力差もあるでしようし、そういうことも調べて、そして、一般健康をよくすること、病気に

かかつた人を早く治すといふことは別問題で、この方々を早くやらなきゃならぬです。さつき人事局長でしたか、新しい病気がかかると新しい疾病といふものはなかなかこれは大変なことだ、だから時間かかるとおつしやいましたけれども、しかしそんなことは言ひわけです。機械が入れば仕事はどういう仕事になるかといふことおわかりでしよう。自動車がどんどん入れば運転手はもう目を使はう、神経使ひでしよう。そうするとそこではいろいろな病気が出る、あるいは衝突すれば打ちが出る、大体病気になるものは予測されますよ。専

門家が見てもそれは十分判断できません。そうすれば、それに應對したやっぱり仕事を先取りするぐらゐの気持ちで仕事をしなさいや仕事をやっているとは言えませんが、結果を待つてどうとかこうとか言つてね。しかもその結果が出ていますよ。現に労働省の基準局では、刺身の包丁を使う人でも肩を使うといふんでこの災害補償を受けられる、あるいは事務やつていふ人でも受けられるといふことになつていふんでしよう。それをあなたの方だけが、この問題はまだまだ大変だとか言つて、いつまでたつてもこれは解決しないよなやり方では、私はちよつと責任逃れだと思つてゐるんですよ。だからそういう点で、主治医が出てゐるんですよ。それなれば主治医を呼んで、まああなた方は医学のあれがなければ傍らに医者を置いて、それでお聞きになる、もつとそれを詳しくお調べになる、そうしないといつまでたつても、現に病氣になつてゐる人、災害を受けておる人の要するに病狀といふものを知つていかなければ、これはいいとか悪いとか判断できぬでしよう。

○政府委員(川村皓章君) ただいま先生のおっしゃつた点、病人には速やかにその処置を、それから今後は出さないように、これはとも全く賛成でございます。そのために実は過去のこの六年半と言われるときに、実際にそのデータをなるべく出してこれといふことは、実は最初にその御本人にお願ひして、そしてそれがだめで、それから客観的に人事院から指示されたこゝろの検査項目だけでもせめてできないかといふこともこれがだめで、いま最近では患者さんそれ自身が選んでおかかひになつた主治医から意見書を実は求めております。これも意見書が出てまいりました。記載の細かいのと細かくないのと実はございますけれども、それらを通じて、一般の職場診断の狀態とそれとを比較考査した上で速やかに認定作業を進めたいといふのがいまの進行状況でございます。その点は先生の言つてゐる趣旨と全く同断の進め

方をいたしてあります。

○川田賢治君 だからいま非常に、職場診断といふのが、何か病氣になつていふかなつていふ不安の基準がすぐここでできるよな、そういう不安を与へてゐるんですよ。われわれはそんなものは何にも関係ないと思つた。それは健康を保持するのにとりましていいかといふことの一つの作業にすぎないんですよ。医者にかかつてゐる人の病狀がどんなのか、かかり初めはどうなのか、この辺をやつてつていふにやならぬでしよう、本當は。全体の健康を保持するとも、そういう特殊な個人的な体力差がある、こゝろに、どの仕事をやつてどういふ場合にこゝろの事態になるかと、こゝろ、こゝろ、何かデータをつつて、そしてこれが何か基準になつてつて、これに合はぬものはもう病氣は認めぬとかいふよなふうで、現に総理府の職員の方々は大部分を思つてゐるんですよ。だから、はつきりといふ病氣の基準をつくるんじやないといふことを言つてもらいたいんですよ。

○政府委員(川村皓章君) 職場診断の目的が何か、これは私も職員団体の方に申し上げてございまして、職場診断の結果を一つのふるいにして、まして、個人をこれだつていふにしまして、いふよなことを申しつた覚えはございませぬ。それで、むしろ本来各申請者の方々の細かいデータが得られるのが、これが一番必要なんですけれども、それがあつた程度制約がございまして、せめて通常の狀態の作業負荷といふのは一般的にどのくらいかかるのだといふことを実は出していただいて、これも参考にしていふ必要があるんじゃないか、といふのは、申請者のそれ自体のデータが実はきつめて不足してゐることは事実でございます。これが、いわばある意味で長くなつてゐる。事実關係はどうなつてゐるか、その辺は先生よく御理解をいただければ幸ひだと思います。○河田賢治君 結局まあ個人個人の診断が必要なんです。それでその病狀を確かめることによ

つて災害に値するかどうかということが認定されるわけなんです。

そこで、労働省の方にちよつと聞きますけれども、申請人を診断もしないで——申請してゐるものを、申請人、直接診断もしないで、そして認定の資料にするといふことは考えられますか、何か資料をつつて、それはできぬでしよう。

○説明員(溝邊秀郎君) 本人が提出してまいりました医証等が必ずしも私どもの決めております認定基準を当てはめるに適當でない、その判断をする材料として適當でないといふ場合は、足りないといふ場合に、医学的見地から他の専門医にそれを見てもらうといふことがございます。

○河田賢治君 いま労働省の方で言つておられるように、とにかく本来ならば診療してゐる人です、これがその意見なり病狀をちゃんと書いて出すべきで、全然医者にもかからずに、それで認定せよと言つたつて、これは無理ですから。ある程度の基準はありましよう。基準はあつたつてやつぱり病氣といふものは個人差もずいぶんあるんですよ。そこを見ていかなければならぬです。ところが、あなたの方では、どうも医者の方の見解なり診断、そういうものは余り重きを置かぬ、もう最初から疑つた形でおやりになつてゐるよな気がするんですよ。出したなら出したで、これはひとつどこで検討する、どうも一人じやぐあひ悪いからこゝろいふ医者も交えてひとつ検討するとか、そういうふうな、取り扱ひをもうちよつと公正にやれば、恐らく出している人はまあ多少でも納得するんじやないか、前進するんじやないかと思つてゐるが、どうもそういうところがないよな感じがする。

○政府委員(川村皓章君) お言葉を返すよなで恐縮でございますけれども、むしろ先生のおっしゃつたとおりに運べれば、この七年間これほど遅延なくて私は済んだと思つてゐます。その点は、最初はむしろ客観的なお医者さんによつてその方々を診てもらつたこと、どうだ、そういうところから実は始まりまして、それが診せてもらえないから、最

後手段として主治医にかかつてゐる方々の意見書をおぼろげに取寄せて、それでいませめて早期に認定を図らうといふことで進めてゐるところでございます。御趣旨のとおりでございます。

○治田賢治君 いずれにしましても、とにかく主治医の診断書といふものは、これはもう主治医でも、診療所には専門医として職業病を研究し、それを治療してゐる人は相當のわけです。むしろ、大きな総合病院なんかになりますと余りいなんですよ。少し変わった病氣診て、そして、ひとつ論文でも書いて手柄しようといふ人が比較的公立病院なんかには多いし、大病院も、まあどちらかといふと金持ちの病氣を手がけて少しも収入の多いことをやろうといふよなお医者さんが多いわけですね、医者を私は全部否認するわけじやありませんけれども、とにかく、この間も小児科の医者ですか、あれが注射を打ち過ぎてたくさん子供さんが奇形になつたといふことを反省してゐるといふことを新聞でも大きく書いておりました。だから、どこもこも満足なお医者さんばかりだとは言いませんけれども、少なくとも、こゝろの職業病を取り扱つてゐる方々がいるんを経験積んでゐるわけです。だから、まあできるだけそういう主治医の診断書とか意見書、これをやつぱり尊重するといふことが私は必要だと思つてゐるんですよ。これで不足ならそれはあなたの方で見たそれにふさわしい専門医、あんまり、世間から見られて色をついてないよな——ずいぶん色をついたお医者さんもおられますから、そういう点は考慮すべきだと思つてゐます。そうしませんと、総理府のあの二千三百人ですか、あなたの下で使つておられるわけなんですけれども、そういう人が本當に腹割つてあなたの方と話をしようといふ気にならなくなるんですよ。現に七年間も、内閣は三度も総理大臣がかわつてゐる、局長もかわつてゐると、課長もかわつてゐる。そしてあなたの方から次へ送つて、これでわしの仕事は済んだといふよな顔でほかへ行かれたんじやたまつたもの

じやないですよ。この点は私はひとつやかましく言っておきたいと思うんです。で、どうしても職場診断なんか、あなた方非常に重視するというのなら、その医者と名前、どこにお勤めになつてゐるか、診断のデータ、これができたらひとつ私の方に回してもらいたい、そういうことに使つてらうですよ。

それからもう一つは、認定のめど、衆議院の方ではことしの三月をめぐりにと、中路衆議院議員の質問に答えて約束されているんです。認定時期を大体三月をめぐりにするというのが、三月は大分過ぎまして、現に五月の半ば過ぎておりまして。こういう認定の問題について、あなた方は少しはめどが立たぬのですか、大体何月ごろか。

○委員長(中山太郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中山太郎君) 速記を起こして。

○政府委員(川村皓章君) ただいまの質問は、五月の六日の日に、衆議院の内閣委員会で中路先生に答弁を申し上げた際にも明らかでございますが、三月までにと約束したというのではないかと、三月までにと約束したというが、私の方はなるべく早くやりますのでという御回答を申し上げてございます。ですから、むしろ三月と言つたのは中路先生のお言葉の方でございます。私どもそういう約束はした覚えはございません。

それからなお、職場診断でございますが、これは一つのはり参考資料でございますが、恐らく今月中と思われまふけれども、報告書が出てくるということでは進んでおります。それで、これは認定は早期に進めたいということで総務長官も申されておりますので、その辺の結果が出るまでは、個人的な認定にも絡む問題でありますので、公表は差し控えたいと思つております。

○河田賢治君 委員長一つだけ。

この間、労働基準局で、病氣は違ひますよ、つまり椎間板ヘルニア、ぎっくり腰なんです、道路を平らにしていく人、これが労災にかかつて申請したが、だめだというので裁判で争つたんです。

よ。京都の地方裁判所で勝つて、大阪の高裁で勝ち、そして、この十六日に最高裁へいくかどうかということになつていまして。労働省はついに、裁判が二番とも破れましたので、この椎間板ヘルニア、これを認めたくわけて、災害補償を。そして、昭和四十三年に出した通達、これにのつてやつたんだけれども、しかし、この通達も見直すということをやつて、時代が少しも移れるんですよ。こういうふうな、時代が少しも移れば、やつぱりどんな新しい病氣が出るかわかればならぬ。どんな新しい病氣が出るかわかればならぬ。またそれに対応するような対策も立てなければならぬ。したがって、本来もうこんなことは中で解決できることですよ。それが裁判へいって裁判でだめだと言われて下がつて、そして通達も直しますと、災害も認めますよということになつちやうな。この辺あなた方は、何か古いものにとらわれて、いつまでも古いものを守つていこうという態度はよくないですね。いまは新しい時代に変わつてゐるんです。この点を総務長官ひとつ、こういう時代であるということ認識して、あなたとのところの問題なんですから処理してもらいたい。

○国務大臣(植木光教君) この頸腕障害の問題につきましては、四十四年からのいろいろな曲折を経て、四十四年ごろから、先ほど伺つておられますような河田委員の御所見のようなことが、職員団体と担当局との間に早く合意ができましたならば、こんな長い時間がかからなかつたというふうな私どもは考えております。第三者医療機関で特別診断を受けてはどうかというのに対して職員団体の理解が得られませんでした、また罹病者の主治医にカルテを出していただきたいと言いましたところ、これが提出することができないといふような回答がございました。そういうふうなところ、一番この問題解決の最初の段階でつまづいたゆゑでございます。その後、私が就任をいたしましたこの事情をさしにわたつて聞きました、何と申しましても、職員の健康と安全

を守り、職務の完遂に精励するということが公務員に与えられた使命でございますから、管理職の者といつても、誠心誠意をもつてこれに当たるようにということ、ずつと今日に至つたわけでございます。そして、ただいま局長がお答えをいたしましたように、主治医の意見書の提出をよりよく見るに至りました、また職場診断も行う、総合的な判断を専門家から得るといふ段階に至つておりますので、したがって、この専門家の御判断に基づきまして、できるだけ早く結論を出してまいりたいと思つて存じます。このことにつきましては、けさほどもお答えをいたしておりました。

○委員長(中山太郎君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(中山太郎君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

○委員(賛成者挙手) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、野田君から発言を求められておりますので、これを許します。野田君。

○野田哲君 私、ただいま可決されました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対し、各党共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに検討の上、善処すべきである。

一 一般公務員が、特に危険をおかして職務を

遂行し災害を受けた場合には、特別公務災害としての補償を行うこと。

一 民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。

一 公務災害の認定及び審査については、現在懸案中のものを含め、今後法の趣旨にもとづき、迅速かつ公正に行われるよう配慮すること。

右決議する。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審査の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○岩間正男君 ただいま野田議員から提案された附帯決議案の第三項の中に、現在懸案中の公務災害の認定及び審査、これはいろいろあると思つて、特に当委員会多年の審議の経過にかんがみて、一般事務職員等の頸腕腕症候群を重視するものと了解して共同提案並びに本附帯決議案に賛成するものであります。

○委員長(中山太郎君) ただいま野田君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(中山太郎君) 全会一致と認めます。よつて、野田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、ただいまの決議に対し政府から発言を求められておりますので、これを許します。植木総理府総務長官。

○国務大臣(植木光教君) ただいま議決されました附帯決議の御趣旨につきましては、今後、人事院の調査研究を待つて十分検討したいと思つております。

なお、公務災害の認定の問題につきましては、

今後とも十分努力してまいる所存であります。
○委員長(中山太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中山太郎君) 御異議ないと認めます。
本日はこれをもって散会いたします。
午後五時十一分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十五日)

- 一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願(第五九〇一号)
- 一、金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願(第五九〇二号)
- 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第五九〇三号)

第五九〇一号 昭和五十一年四月二十八日受理
今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に関する請願(六通)

請願者 鹿児島市西千石町一七ノ三一 内
宮正平外五名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第五九〇二号 昭和五十一年四月二十八日受理
金鷲勲章叙賜者に対する処遇に関する請願

請願者 香川県高松市玉藻町五ノ三 高橋
坦外二十九名
紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五九〇三号 昭和五十一年四月二十八日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池戸 森松子
外七十四名
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一部

内閣委員会会議録第五号

昭和五十一年五月十八日

【参議院】

昭和五十一年六月五日印刷

昭和五十一年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局